

(写)

調査報告書

令和5年1月5日
学校いじめ調査委員会

目次

はじめに	1
第1章 事案の発生と委員会の編成及び諮問事項，調査の実施状況について	2
第1 調査開始に至る経緯の概要	2
第2 委員の構成・任命	2
第3 本委員会に対する諮問事項	2
第4 本委員会会議の日程	3
第5 本委員会会議の進め方について	3
第6 被害保護者との情報共有，調査方針の説明と支援	4
第2章 本件事案の経緯について	5
第1 本件事案の概要	5
第2 発生日時・場所等	5
第3 本件事案の経緯	6
第4 本件事案発生後の経緯	8
第5 本件調査の過程におけるその他の聴き取り内容	20
第3章 いじめに該当するかどうかの判断	21
第1 法の規定	21
第2 本委員会における判断	21
第4章 学校の対応について	22
第1 いじめ重大事態の定義	22
第2 本件事案の背景	22
第3 事案が生じるまでの対応	22
第4 事案を認知してからの対応	23
第5 本件に関する校内委員会等について	25
第6 学校対応の課題について	27
第5章 大学の対応について	28
第1 大学の責務について	28
第2 大学の対応の実際	28
第3 大学の対応の課題	31
第6章 提言	32
第1 学校への提言	32
第2 大学への提言	37
終わりに	39
引用文献	40

はじめに

本学校いじめ調査委員会は、いじめ防止対策推進法に示される重大事態に係る対応に必要性ならびに国立大学法人大阪教育大学における附属学校いじめ防止対策等に関する規程に基づき、設置されるものである。

本委員会は、国立大学法人大阪教育大学附属平野小学校における児童のいじめ案件について、いじめに起因する重大事態の可能性が認められたことから、国立大学法人大阪教育大学からの諮問を受け、当該事案に係る事実関係を明確にするとともに、学校が適切な措置を行っていたかを調査し、再発防止のための提言を行うこととした。そのため本委員会は、当該保護者の意見等を踏まえ、調査体制を調えた上で、令和4年3月28日より調査を開始した。

本報告書は、これまでの調査において合理的に認定できる範囲で事実認定を行い、それをもとにいじめ重大事態に至った原因について調査・分析を行ったものである。また、学校及び大学の対応や保護者との協議についても精査し、再発防止等の提言を行っている。そのため、学校及び大学側と保護者側との間に事実認定において乖離があった部分では両論併記を行い、あえて協議内容等も詳細を記載している。

なお、本委員会は、本件児童がいじめによる心身の苦痛を感じていることについて、大変心を痛めており、二度とこのようなことが起こらないことを心より願っている。

令和5年1月5日

学校いじめ調査委員会

第1章 事案の発生と委員会の編成及び諮問事項、調査の実施状況について

第1 調査開始に至る経緯の概要

大阪教育大学附属平野小学校の当時4年生の男子児童（以下「本件児童」という）が、学校内における他の児童との関わりを起因として令和2年6月以降、長期欠席に至ることとなった。

本件児童が令和元年度において4年生であった当時、他の児童より身体的・心理的に苦痛を伴う行為を受けていた。令和2年3月2日より新型コロナウイルス感染症に係る学校一斉休業に至ったが、一斉休業が終了した令和2年6月1日以降、本件児童は学校を長期欠席しており、その後、欠席日数は30日を越えるに至った。これについて本件児童及び本件児童の母親（以下「本件母親」という）より、本件児童の長期欠席の理由はいじめであると伝えられた。その後、本件児童の保護者は、令和3年9月3日付で、文部科学省及び大阪教育大学宛に、いじめ防止対策推進法28条第2項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を要望した。

これをふまえて本件児童が通っていた大阪教育大学附属平野小学校（以下「学校」という）、大阪教育大学（以下「大学」という）は、いじめ防止対策推進法第28条1項第2号のいじめ重大事態事象として対応することとなり、大学はいじめ防止対策推進法28条第2項に基づき、調査委員会に対して諮問をすることとなった。

第2 委員の構成・任命

大学は、上記の経緯をふまえ「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」における「第4 調査組織の設置」に示される「学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制」として、令和4年3月25日、阪根健二委員、四辻伸吾委員、出野卓也委員、岩崎千佳委員、南千里委員を、大阪教育大学附属学校における学校いじめ調査委員会（以下「本委員会」とする）の委員として任命した。また国立大学法人大阪教育大学における附属学校いじめ防止対策等に関する規程（以下「本規程」とする）により、委員の互選により、委員長および副委員長を選任した。なお、委員長を学外の第三者とし、本件事案について、中立公正の立場から精査するという立場とした。

委員長、副委員長、各委員名およびその肩書は次のとおりである。

委員長	阪根 健二	鳴門教育大学特命教授
副委員長	四辻 伸吾	大阪大谷大学准教授（令和元年度大阪教育大学附属平野小学校副校長）
委員	出野 卓也	大阪教育大学教授（令和元・2・3年度大阪教育大学附属平野小学校校長）
委員	岩崎 千佳	令和2・3年度大阪教育大学附属平野小学校副校長
委員	南 千里	現大阪教育大学附属平野小学校副校長 （令和2・3年度大阪教育大学附属小学校主幹教諭）

第3 本委員会に対する諮問事項

1 諮問事項の内容

大学学長は、令和4年1月11日、学校の校長に対し、本規程第9条に基づき、調査を行うにあたり、次の通り、諮問した。諮問内容については本規程第10条に以下のように示されている。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明らかにするために必要な調査を行い、必要に応じて関係者に対し、資料の提出を求める。
- (2) 調査及び資料等に基づき、重大事態の事実関係を認知し、分析評価する。
- (3) 認知した事実関係及びその分析評価をもとに、報告書を作成する。
- (4) 被害児童生徒及びその保護者に対し、調査結果を報告する。
- (5) その他学長が必要と認めた任務を遂行する。

2 調査と報告における注意点

本委員会における調査と報告の目的は、あくまでも上記の諮問事項に答えることであり、本委員会として、加害児童らや教職員等の民事・刑事を問わず、一切の責任を判断するものではないし、また、判断する立場でもない。

3 事実認定にあたっての注意点

本委員会において、下記のとおり、各種調査を行ったものの、本件生徒および保護者から申し出がなされた事実につき、調査の結果、認定することができなかったものもある。ただし、それについては、あくまで本委員会の調査によって判明したことからそのような事実が認定できなかったにすぎず、認定されていないからといって申し出のあった事実の不存在を意味するものではない。

第4 本委員会会議の日程

【オンライン会議】

第1回	令和4年3月28日	9時30分	～	10時30分	オンライン会議
第2回	令和4年5月12日	19時30分	～	20時30分	オンライン会議
第3回	令和4年9月27日	17時30分	～	18時30分	オンライン会議
第4回	令和4年10月13日	18時00分	～	19時30分	オンライン会議
第5回	令和4年12月15日	15時00分	～	17時30分	オンライン会議

【メール審議】

第1回	令和4年9月14日～9月20日
第2回	令和4年10月4日～10月5日
第3回	令和4年11月15日～11月16日
第4回	令和4年12月7日～12月9日
第5回	令和4年12月15日～12月18日
第6回	令和4年12月19日～12月21日
第7回	令和4年12月16日～令和5年1月4日

第5 本委員会会議の進め方について

本委員会による会議は、委員が出席し、議事を進めた。さらに、調査期間中、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、オンライン会議システムを利用して議事を行った。また、一定の期間内でメールにて議事を審議するメール審議も行った。

実際の調査については、本委員会が「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」における「第4 調査組織の設置」に示される「学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制」であったことにより、本調査委員のうち、3名が前校長・前副校長・現副校長という構成になっていた。この体制から、この3名の委員は、調査として本件児童の父親及び母親（以下「本件両親」という）との面談をもつことができなかつた。また、第三者の立場である委員長は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン対応となった。これらをふまえ、実際の調査は副委員長が中心となって進めた上で、委員長と連携を取りながら本件の分析を進めた上で、調査委員5名で共通理解を図るという流れで進めていった。また聴き取りについては、本件両親及び本件児童の希望により、本調査委員が本件児童から直接聴き取りをすることはできなかつた。

第6 被害保護者との情報共有、調査方針の説明と支援

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等」において、以下の①～⑥の事項について説明すること、とある。①調査の目的・目標、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間、④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）、⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）、⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）。

本委員会の発足にあたり、大学において令和4年1月6日に大学附属学校統括機構長（理事）、大学指導参事、大学附属学校課長、大学附属学校課長代理が、本件両親に対して、学校のいじめ対応委員会に第三者を加えた学校いじめ調査委員会を設置し、早急に進めたいと考えていることを伝え、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づいて趣旨説明を行った。

また、本委員会の委員が以下の日程で、本件両親との面談並びに情報共有を行っている。

令和4年8月25日	10時00分～11時30分	本委員会調査委員、本件児童の父親（以下「本件父親」という）（小学校応接室）
令和4年9月2日	11時30分～11時45分	本委員会調査委員より、本件母親へ架電
令和4年9月15日	10時00分～12時00分	本委員会調査委員、本件両親（小学校応接室）
令和4年9月27日	15時00分～17時00分	本委員会調査委員、本件両親（小学校応接室）
令和4年10月17日	17時00分～19時00分	本委員会調査委員、本件両親（小学校応接室）
令和4年10月31日	17時00分～18時30分	本委員会調査委員、本件母親（小学校応接室）
令和4年11月14日	17時00分～18時30分	本委員会調査委員、本件両親（小学校応接室）
令和4年11月28日	17時00分～19時30分	本委員会調査委員、本件両親（小学校応接室）
令和4年12月12日	14時00分～16時00分	本委員会調査委員、本件母親（小学校応接室）
令和4年12月26日	13時00分～19時00分	本委員会調査委員、本件両親（小学校応接室）

第2章 本件事案の経緯について

第1 本件事案の概要

令和元年度、本件児童が在籍する4年生の学級において、他の児童から継続的かつ一方的に苦痛を伴う行為を受ける。

平成31年4月16日、■児に本件児童の名前をもじられ■児に笑われる。これについて担任が■児に指導をしている。翌月令和元年5月、本件児童が同じクラスの児童に股間をけられた。当時の音楽担当が指導し、■児から謝罪されたが真剣さがなかったと感じたと後日訴えがあった。当時の学級担任は■児に指導を行った。

翌日、本件児童は、病院へ行き、治療を受けた。その後、このようなことになった理由をもとめて母親から学校へ連絡があり、担任が対応した。5月24日の夜には、■児本人と両親が本件児童に謝罪をした。当時の副校長はこの件を把握している。5月25日放課後には、本件両親と本件児童と■児の母親と担任で話し合いを行う。令和元年5月30日に本件児童の学校の宿題としての日記の中で、■児から「この前の件、お前のせいやぞ」と言われたとの訴えが担任にあった。■児も認める。担任からの指導のうち、本件母親、■児の保護者にも連絡を入れる。

その後も本件児童は、4年生終了時まで他の児童から継続的かつ一方的に苦痛を伴う行為を受けていた。出欠状況に関しては、本件児童は4年生の期間においては、通常通り登校していた。令和2年3月1日より新型コロナウイルス感染症による全国学校一斉休校となり4年生の学年は終了する。年度が明け、5年生となった6月1日より、学校が再開したが、本件児童は欠席が多くなり、令和2年9月3日の時点で欠席日数30日を超過した。

第2 発生日時・場所等

1 発生日時

令和2年9月3日（欠席日数30日を超過した時点）

2 発生場所

大阪教育大学附属平野小学校

3 事案に関わった児童（学年は、いずれも事案発生時）

被害側：4年男子本件児童（当時10歳）

加害側：4年男子B児（当時10歳）、C児（当時10歳）、D児（当時10歳）、E児（当時10歳）

（ほかにも場面関係者がいるが、主な加害側は上記）

4 学校の概要（本件発生当時）

学校名：大阪教育大学附属平野小学校
住所：〒547-0032 大阪府大阪市平野区流町1-6-41
電話：06-6709-1230 FAX：06-6709-2839
校長：出野 卓也 児童生徒数：626名
学級数：18学級 教職員数：42名

第3 本件事案の経緯

本件事案の経緯を時系列で記す。経緯等の詳細を示すため、言動などの詳細も記載し、事実関係がはっきりしない部分や意見の相違があった点については、双方の意見を尊重するため、両論併記をし、「述べている」「確認できていない」「考えられる」等の表現で記載している。

【平成31年4月16日】

■児に本件児童の名前をもじられ■児に笑われる。これについて担任が■児に指導した。

【平成31年4月～令和元年5月】

本件児童が■児の方を振り返った際、■児がイスを大きくずらし、机を押し付けることにより本件児童の胸を圧迫した。これについて4年担任は把握しておらず、■児への指導も行われていなかった。これについて本件児童は「■児が何度も繰り返してやってくるからやめて欲しい」と本件母親に訴えていた。本件母親はこの行為について「最低3回はされている。学校の管理下において、授業中一方的にされたことであり、4年担任は知っていたが見て見ぬふりだった」と述べている。

【令和元年5月7日～9日】

■児が本件児童に対して一方的かつ継続的に体操袋や手で股間・お尻を叩くということ続き（6月～7月も続く）、本件児童が■児に対してやめてと言ってもやめなかった。4年担任はこれについて■児と話し合いの場を持ち、指導したとしている。一方、本件母親は「令和元年6月12日に4年担任と電話で話した際、4年担任はこの件について知らなかったと答えていたので指導はしていないのではないかと述べている。

【令和元年5月22日】

■児が本件児童をバスケットボールで叩く。これについて4年担任は確認できていない。

【令和元年5月23日】

■児により音楽の時間、股間を膝蹴りされる。これについて■児は保護者とともに、本件児童の家に謝罪に行った。この際、菓子折り持参・治療費は持参したが、菓子折りのみ受け取り、治療費は受け取らなかった。

【令和元年5月29日】

■児が、5月23日の件で4年担任から指導を受けたことについて、本件児童に対して「お前のせいやぞ」と言う。これを受け、4年担任により再度指導の上、■児が本件児童に謝罪を行った。

【令和元年6月7日】

■児が本件児童のお尻や股間をたたく。これについて4年担任は確認できていない。本件母親は「何度も何度も■児が帰りの会等の時間にわざわざ（本件児童の）席の近くまでやってきて、当該行為をやっていた。担任は見て、知っているはずなのに、なぜ指導しなかったのか」と述べている。また本件は令和元年5月7日～9日及び6月12日と同様の行為であり、継続的かつ一方的になされていたと考えられる。

【令和元年6月11日】

体育の授業中■児により本件児童が股間を殴られる。これについて4年担任は事実の確認を行った。帰宅後、本件児童は、「自分は叩き返していないのに、担任は喧嘩両成敗にもっていこうとする」と本件母親に伝える。本件母親は「（本件児童は）4年担任に対して不信を抱いており、こんな担任は嫌だと言っている。（本件児童は）被害者なのに罪をなすりつけるなんてとんでもない」「義務教育は不信感を

抱かせ、子どもの自信を無くさせるためにある施設だと思う」と述べている。

【令和元年6月12日】

■ 児により、終わりの会の時、股間をたたかれ、お尻をけられる。これについて4年担任は事実の確認を行っているが指導は行われていなかった。これについては令和元年5月7日～9日に最初に起こった件と同様であり、継続的かつ一方的に本件児童は被害を受けている。これについて本件母親は「このようなことは5月～6月の間続いており、7月にもいろいろな嫌がらせを受けている。傘の先端を向けられ『死ね』とも言われている」と述べている。

【令和元年6月28日】

本件児童の机の上に紙が置いてあり、広げると「バカ」と書かれてあった。4年担任に伝えると、担任は「やった子は善悪が分からず冗談でしている」と述べ、この言葉は本件児童にとって、加害側が悪くないように言っているように感じられるものであった。また本件に対する4年担任の対応に対して、本件母親は「いじめに対する認識が弱く、対応できているとは言えない」としている。また本件児童は「同日 ■ 児より『うんこかけごはん』という言葉は何度もしつこく言われる」としている。本件母親はこれについて「(本件児童は)ぶちぎれていた」と述べている。また本件母親は「これによって、(本件児童は)トイレで泣いていたと言っており、泣いているのを知っている他の児童もいた」と述べている。

【令和元年7月8日】

■ 児がスクリーンを故意に本件児童にぶつけた。これについて4年担任は当時確認できておらず、加害児童がのちに本件児童に対して自分がしたことであると伝えている。またこれをふまえて、本件児童もこの件について思い出している。また同日5時間目に本件児童の机の上に大きな○(丸)の落書きがあった。この落書きについては筆圧が強く消すのが大変だったが、本件児童が他の児童に協力してもらい一緒に消した。4年担任はこれを受け児童全体へ、「クラスの中に落書きをされて悲しい思いをしている人がいる。このようなことは許されないことである。何か知っている人があれば出てきてほしい」との指導を行ったが、解決にはいたっていない。また落書きについては本件母親より「(本件児童の)名前をもじったものを黒板に落書きされたこともあり、それらについては女子児童が教えてくれた」としている。

【令和元年7月22日】

休み時間に運動場で遊んでいるときに、5年生の集団10名から4年生の集団15名に対してサッカーボールをわざと思い切りぶつけられ、お腹、腕、骨折した指にあたりそうで怖かったことを4年担任に伝えた。これに対して、担任は「自分で解決して」と言ったと本件児童が母親に伝える。担任はこの事象については把握しており、「自分で解決して」という言葉そのもの言ったかどうかについてははっきりとは記憶していなかったが、それに近い言葉を言ってしまったかもしれないと述べている。しかし、本件母親は、「あとからこの件について訴えた他の4年生児童4名に対しては、担任は対応しており、4年生と5年生を対面させ事実確認等をおこなった。担任はうちの子の訴えについては相手にしないし、4年生と5年生の対面での事実確認についての場にもよばれなかった。プリントを取りにいった保護者に対しても担任は『対応しませんよ』と言っている。この件について資料やボイスレコーダーは残っている」と述べている。

【令和元年8月29日】

運動会の練習の際、ダンスを4年生が3年生に教える時、本来は本件児童も3年生に対して教える立

場にあるものの、●児が「僕がやるから好きなことしてて」と本件児童に言った。本件について4年担任は把握できていたが指導はできていなかったとしている。

【令和元年9月6日】

●児から暴言を受ける。これについて4年担任は日常的に●児に指導していた。

【令和元年9月9日】

バスケットボールをしているとき、本件児童がゴールにボールを入れる瞬間に、●児が本件児童に背後からぶつかってきて、点数を入れさせないようにした。これについて4年担任は確認できていない。本件母親は「(●児が本件児童に対して)点を入れなくさせてやったぞと発言した」と述べている。

【令和元年9月27日】

バスケットボールをしているとき、●児が本件児童に正面からぶつかる。本件児童が倒れたところに●児がまたがって暴言を吐いた。これについて4年担任は確認できていない。

【令和元年10月16日】

●児によりバスケットボールで足を引っかけてこかされて、すりむいた。●児はこの件について記憶していなかった。4年担任はこれについて把握できていなかった。

【令和元年11月19日】

●児が本件児童をいきなり押してくる。これについて4年担任は確認できていない。

【令和元年11月日時不明】

●児により4時間目の図工の時間に本件児童の図工の作品が壊された。本件について●児は記憶していなかった。日時については、学校側からも本件児童・本件両親からも確定できる記録は得られなかった。

【令和元年12月11日】

●児により本件児童が授業中きつく言われ、にらまれた。本件について●児は記憶していなかった。これについて本件母親は「記憶していないで済まされないことである」と述べている。

【令和元年日時不明】

●児により、持久走の際に本件児童のぜんそくをばかにされた。これについては4年担任が確認を行ったが、本件児童ではなく別の児童への発言であることがわかった。日時については、学校側からも本件児童・本件両親からも確定できる記録は得られなかった。

【令和2年2月日時不明】

●児から暴言を受ける。4年担任はこれについて日常的に本人に指導していた。

第4 本件事案発生後の経緯

【令和2年3月1日～6月1日】

令和2年3月1日より、令和2年5月30日まで新型コロナウイルス感染症による学校一斉休校が行われた。その後6月1日に通常登校が再開する。なお、令和2年度4月からは、令和元年度主幹教諭が新たに副校長となった。

【令和2年6月9日】

5年担任がタブレット端末を活用したメッセージ機能(学校で活用しているクラウド型授業支援アプリであるロイロノート・スクール、以下「ロイロノート」とする)であるロイロノートを通じて、本件

生徒に「体調は大丈夫ですか」などのメッセージを送る。これに対して本件母親より同じくロイロノートを通じて返信をした。以後、5年担任と本件母親はロイロノートを通じて、継続的にやりとりを行う。主に、その日の「連絡帳」の記述や今後の予定などのやりとりであった。

【令和2年6月19日】

5年担任が本件児童と話をする機会を持った。本件母親は「このときに（本件児童は）最初に『僕いじめられています』』ということを書いており、涙目で一生懸命担任に伝えている」と述べている。担任は「4年生の冬休みにしんどくなった」「5年生になる前の春休みにがくと気持ちが下がった」等のことを聞き取ったとしている。これ以降、本件児童は「頭が痛い」「お腹が痛い」「眠たい」「学校がモヤモヤする」などの理由で、欠席が多くなっていった。「学校がモヤモヤする」ということに関しては、「4年生の頃のクラスがしんどかった」「クラスの雰囲気として、子どもが荒れていた」「暴力的な行為や友達が嫌なことをされていることを目にして嫌だ」「先生は何もしてくれなかった」「友達と会うと話が長い」「気を遣い相手を優先しすぎてしまうので自分自身がしんどい」と本件児童が担任に伝えている。その後の担任と本件児童のやりとりについて、本件母親は、「担任は『誰』と聞いてきたから、この『このクラスなら●児と●児』と伝えた。担任は『そんな風には見えない』といじめを訴えても取り合わない。その後の再々伝えても取り合わない。楽しいこともあつたらうなどと言い、なかったことにする対応ばかりで、今後の学校生活が不安で仕方なかった」と述べている。その後これらの状況をふまえ、登校できる日があれば登校し、理科の授業等1時間参加して下校するという状態が続いた。本件母親より「不安しかない学校対応に、7月7日以降、クラスの授業には参加できずに家にいる日が多くなった」と述べている。

【令和2年6～8月】

本件母親は、「6月19日以降、6月、7月、8月も、再々いじめについて学校に伝え続けていた。日付もたくさん資料もある」と述べている。

【令和2年7月19日】

本件母親はこの日について「個人懇談の際、『4年生のいじめと4年担任の不誠実な対応に責任をとりません。謝罪に行きたい』と5年担任から言われた。帰宅後、本件児童に伝えた」と述べている。

【令和2年8月26日】

カウンセラーが、本件児童と話し、本件児童が4年生の頃のことを話していると、それは聞き捨てならないと席を立ち、副校長を呼びにいき、副校長を連れてきた。その後、副校長より「誠意を見せたい」と謝罪を行う。また本件母親は「(4年担任は)業務の忙しさから暴力行為や暴言の報告書を保護者に入れなかった。保護者は子どもからこの件について日常的に聞かされている。対応が軽い」と訴えている。さらにこれについて本件母親は「学校の業務の忙しさにより学校は対応のまずさを隠したい。そこを問われると何としても管理職は隠ぺいしたいと思っている。これについて周囲は理解済みである」と述べている。

【令和2年9月～】

令和2年度の夏季休業を経て、9月以降も本件児童の欠席は続いた。登校していない日については、ロイロノートなどで常に本人の様子を見られるようなやり取りは継続していた。本件児童が日中は登校できないものの、本件児童と本件母親が放課後に来校し、5年担任が理科の実験を本件児童に対して行ったり、本件児童から話を聞いたりという場を定期的に設けていた。学校は「本件児童が心も体

も回復し、前向きに進んでいくことができるよう、家庭と5年担任が連携できるような努めていた」としている。これらの学校の対応について本件母親は「いじめ問題はどこへ行ったのやら。解決してほしい。こちらの肝心の要望は無視されている」と述べている。

【令和2年9月24日】

カウンセラーが本件母親と電話にて話し合いの場をもった。近況として本件児童が、「朝ごはんを食べにくい」「つらさを紛らわせるために、テレビを見たりしている」等の話を聞き取った。これについて本件母親は「(本件児童は)『学校に行きたい。行きたいが行けない状況で辛い。前にも後ろにも行けないしんどさ。精神が病む。』とテレビ見て現実逃避している。『僕は今も不安だが、好んで休んでいるわけではない。将来を考えると、今の生活が不安でたまらない。いじめにより人と会うのが怖いし、ここまで登校できなかったからクラスに戻れない。勉強もかなり遅れている。学校からの提案がない。他の先生からも何もない。不安』と言っている」と述べている。

【令和2年10月4日】

ロイロノートを通じて、本件母親から本件児童の様子として、「寝言でも学校のことを言っていて苦しそう」「何か良い案があれば教えてほしい」などのメッセージが送られてくる。これに対して、翌々の10月6日にカウンセラーは「不安や緊張を和らげるためには『行動』することが重要だと言われている」「子ども相談センターの支援を利用するもの一つ」などのメッセージを返信している。

【令和2年10月8日】

本件母親より、本件児童の近況報告がロイロノートにて送られてくる。本件児童は散歩などをして過ごしており、学習面においては家庭学習をやる中で「やっぱり勉強は楽しい」と言っていたとのことであった。また5年担任に対して「感謝しております」というメッセージも添えられていた。一方、学習面のサポートについて、Zoomでの対応を本件母親が求めるが、5年担任より現時点ではZoomでの対応はできないとの返信を送っている。理由は5年担任が管理職に相談した結果、他の欠席者すべてにZoom対応をすることができないことをふまえて、本件児童だけにはできないということであった。これについては、学校は「Zoomで対応ができなかったのは、その時点でシステムとしてZoom対応ができなかったのであり、本件母親の要望の代替として授業の様子を録画して動画を送るという対応をした」と述べている。これらについて本件母親は「(Zoom対応を求めたことは)クラスの中で暴力、暴言が今もなお続いているかどうか不安がる本件児童に見せるためという目的もあり、7月中に風通しをよくして動画でもあげてほしいと考えた。これについてカウンセラーにも5年担任にも伝えている」と述べている。さらに本件母親は「オンライン授業については6月26日(金)から求めていた。何度も何度も伝えた。2021年4月20日にスタートするまで何度も何度も訴え続けた。こちらについても(外部の)教育相談員からあきらめずに言い続けるように意見をいただいていた。オンライン授業対応のみならず、授業保障の提案は一切ありませんと伝えた。本件児童は学習の遅れを気にしていることを伝えている」と述べている。

【令和2年10月12日】

本件母親より、本件児童の近況報告がロイロノートにて送られてくる。本件児童の気持ちは前の週に比べて軽くなったとの記載が見られた。

【令和2年10月20日】

本件母親より、「本件児童はリラックスしているようで、心からリラックスしていない部分もある」

ということがロイロノートにて送られてくる。これに対してスクールカウンセラーは、「真のリラックスは難しいものの、試行錯誤でやっていくことが大事」ということを伝える。このスクールカウンセラーのメッセージについては、本件母親は「(心からリラックスをしていない等について) ここは本人にしかわからない。脳内でぼこぼこ殴るのだから、そばから見てわからない。一人でかかえていた」と述べている。また「リラックスしているようで、心からリラックスしていない」ということについて本件母親は「どうリラックスできるのか。対応しないし、何もしない大人。子どもは不安。将来にも不安。学校は動かない。学校へ行きたくても行けない。行けば、暴力、暴言。いじめ対策を講じない。指導ない。勉強遅れている。家にじっとしていいのか。今も未来も不安」と述べている。

【令和2年10月27日】

5年担任と本件母親との面談の中で、本件母親は『(本件児童は)4年生の時に一年間通して継続的かつ一方的な嫌がらせ、不快な言葉、仲間外れ、暴力暴言を受けていた。本件児童以外の児童に対しても様々な対応がありクラスが荒れていて、(4年時)担任の先生の対応は不十分であり、連絡すら入れてこない。本件児童の証言のみで後から事実確認をするという後手後手の対応だった』ということ伝えた』としている。また本件母親より『(本件児童は)(4年)担任は解決してくれない。対応もしてくれない。僕にだけ差別する。他の子の言い分は聞くが僕の言うことは信じない』と言っていた」と述べている。さらに本件母親は「(5年)担任は『良い事もあったらどうか?』等といじめに対する先生の対応は不十分であり、向き合わない。逃げているし、対応しない。これでは解決できない」と述べている。

【令和2年10月28日】

5年担任と本件母親のロイロノートにおけるやりとりの中で、本件母親が「いじめによる不登校は学校と少し距離をあげるように等とかかかっている本もある」とのメッセージを送り、「いじめ」について言及をしている。また母親より、本件児童が「学校にいけない自分はダメ人間という罪悪感がある」と家で言っていることが伝えられる。これに対して、5年担任は「自分を責めないでほしい」というメッセージを送り返している。

【令和2年11月5日】

本件母親より、ロイロノートを通じて、本件児童が「自分自身への罪悪感」「学校に行けない自分は駄目」だと言っていることが5年担任に伝えられる。

【令和2年11月25日】

本件母親より、11月26日に大阪市中央子ども相談センターにおけるサテライトに行くことになったという報告がロイロノートで送られてきた。本件児童の近況としては、10月末からは外出が減り、辛い状況が続いているとのことであったが、最近は散歩にも行くようになったとの報告があった。

【令和2年11月26日】

令和2年11月26日、大阪市中央子ども相談センターの方から学校に電話があり、「本件母親が相談に来られ、いじめが原因で小5の1学期から不本意ながら不登校になっていると言っている」との連絡が伝えられた。学校はこの際はいじめの具体的な話としては、股間を蹴られたこと等であったとしている。しかし、本件母親は大阪市中央子どもセンターには『学校の管理下である授業中において、露骨な嫌がらせや仲間外れ、暴力、暴言、担任の事なかれ主義や本件児童に対する対応の不誠実や不信、学校への不安、自分の居場所がない』ということ伝えた」と述べている。本件母親の訴えがあったことを受け、学校として本件児童に関するいじめ対策委員会(管理職・主幹教諭・養護教諭・旧担任団・現担任

団・カウンセラー・生活指導主任)を開催した。

上記のことをふまえて、本件母親と副校長および5年担任とで面談の機会を持ち、本件両親から話を聞いた。その中で、「絵をばかにされた、黒板に自分の嫌なことを書かれた、スポーツのまねでばかにされた」など、当時、本件児童がいじめであると感じたことに関する出来事があったことが本件母親から伝えられた。学校側は、「これについて本件児童に対して誰が行ったことなのかについて詳細を知りたいと母親に伝えるが、詳細について母親から聞くことはできなかった」としている。一方、本件母親はこのときのことについて「そのようなことは聞かれていない」と述べている。しかし学校は、「そのような思いをさせたことに関して、副校長と5年担任が共に謝罪し、『安心できる学校づくりのためにもその件を解決したい』と伝えた」としている。その後も、ロイロノートなどで母親と5年担任がやりとりするが、学校は「学校の話をする、本人の気持ちが重くなるという判断で、学校による事実確認や本人への聞き取りなどは進めていない」としている。一方、本件母親は「そのような対応ではなかった。この時は回復傾向であり、元気になってきていた。自分のしたいことも言っていた」としている。また、学校は「本人が学校に登校していなくても学習できるように、授業の動画や板書などをロイロノートで送り、本人のタイミングで学習することができるように対応していた」としている。一方、本件母親はこの段階で学校の対応はここまでしていると述べている。さらに、本件母親は「(本件児童が)これらの状況について、家で『学校は半年間何をしているの?一つぐらい解決できていただろう。なんで解決できないのかが疑問すぎる』と言っていた」と述べている。

【令和2年12月18日】

本件母親は、「12月18日に管理職、5年担任、本件両親が話し合いの場を持ち、いじめの件、4年担任の件をわかりやすく、丁寧に伝えた」と述べている。

【令和2年12月19日】

本件母親より、12月18日の話し合いに関するお礼とともに、本件児童の近況報告がロイロノートにて送られてくる。これによると、本件児童が一時に比べて落ち着いたことということであった。また、副校長、担任、スクールカウンセラーに対して感謝の気持ちが添えられてあった。これについて、本件母親は「一つ一つ小さなことでも動いてくれた感謝を伝えるように(外部の方から)言われたし、感謝を伝えるのは当然だし、書くのはあたりまえ」「だが一番肝心なところは、いじめ問題はなぜ半年間で一つも解決できないのかということである」と述べている。

【令和3年3月10日】

本件母親より、本件児童の近況報告がロイロノートにて送られてくる。「本件児童がいじめられたことが今もなお怖く、学校の建物も怖いと言っていること、当時の担任が介入してくれたら自分はこんな風にならなかったと言っている」との記載が見られた。また本件母親は「(本件児童が)学校の管理下で継続的に理不尽に一方的にやられたが、いまだに解決できていない状況では不安しかないだろう」と述べている。

【令和3年3月17日】

本件母親は、「カウンセラーがフリースクールをこれまでも薦めるが、本年は連絡進学をしたいと年明けに副校長に伝えている」としている。これについて、本件母親は「(フリースクールを薦めたことについて)どんな意図で言ったのか、学校から追い出したいのか」と感じたとしている。

【令和3年3月26日】

本件母親は「(本件児童が)『春休み期間中、学校は変わらないけど、僕は連絡進学をしたいから、学校へ行って心も体も慣らすために数日行く。そしたら(4年)担任が現れた。僕は誰だか思い出せなかったが、無理やり思い出さすだけ思い出させてどっかへ行きよった。何とも思っていないのだとすぐ分かった。僕はあの先生がいるなら、この学校へ行かない。あの先生やめて欲しい』とっていた。それを伝える話し合いを3月31日に希望した。なるべくたくさんの先生に参加してほしいと伝えたが、スクールカウンセラーと(5年)担任のみだった。この時もオンライン授業の希望も再々伝えたがすぐに無理だと返答があり、取り合わなかった。また制服着用できないのだから着用せずの登校許可をとったり、本件児童によりそってもらえたりする案を伝えた」と述べている。また本件母親は「不登校になってから、(学校は)フリースクールの話の提案ばかりだし、多い。いじめ問題の解決の提案がないのはなぜなのか。スクールカウンセラーは決定権も何もない。管理職が強い。スクールカウンセラーは飾り物なのか」と述べている。

【令和3年3月31日】

3月31日に本件両親が来校され、本件児童が4年担任と校舎内で顔を合わせてしまったことによって、本件児童のトラウマが引き起こされてしまったということを学校側に訴えた。そして、本件両親は「(本件児童は)いじめがあったことによって子どもは学校に通えなくなった。」「本人のいじめの心の傷を理解してほしい」「全職員の捉えが知りたい」「『連絡進学について出席日数や登校できていないことがどうなるのか』について学校側から4月中に返信がほしい」ということを伝えたと述べている。このやりとりに対して、学校は「本件児童の被害事象としてこれまでも学校が本件両親から伝え聞いたいじめに関する内容が挙がってきたが、詳細を聞くことはできなかった」としている。これに対して本件母親は「(詳細を聞くことができなかったとしていることについて)何度も何度も足を運んで伝えている」と述べている。

【令和3年4月8日】

本件母親は「この日もしんどそうにしていたから『しんどい?』と聞くと『しんどい』と返答があった」と述べている。また本件母親は「副校長より学校に大学より500台ほどChromebookが届いたと聞いた。コロナ感染者には以前よりiPad(Zoom)の提案をしていたが、我が家には提案すらなかった。詳しい説明がなかった。これは学習保障の剥奪である。このことは大学にも伝えている」と述べている。

【令和3年4月】

6年生の4月半ば頃から、私服でよいので、学校に顔を少しでも見せにこれたら、遅刻・早退とはなるが、出席に値するという形で対応した。そこから本件児童と母親も、毎日お昼ごろ少しだけ顔を覗かせに登校するようになる。

【令和3年4月12日】

本件両親は大学に対してオンライン授業に関して相談をした。本件母親は「学校がオンライン授業についてコロナウイルス感染者について提案があるが、こちらには一切ない。『SNSにあげられたら困る』等により、学校はオンライン授業対応をしなかったということを大学にも伝えた」としている。

【令和3年4月14日】

本件母親は、「スクールカウンセラーが職員会議にて本件児童及び本件両親が頑張っている本人の目標に向かって取り組んでいることや解決案や今後の説明が欲しいと学校側皆に共通認識をしてもらうように演説をもらった。これに対して4年担任は何とも思っていない。本件児童が学校に登校できないこ

とを気に止めていないと（スクールカウンセラーより）報告を受けた」と述べている。

【令和3年4月20日】

6年担任より本件母親にロイロノートで連絡し、授業についてZoomでの対応をすることになったというのを伝えている。この日以降、概ねどの授業についてもZoomで対応することができるようになり、6年担任は時間割およびZoomについて継続的に本件児童及び保護者に伝えている。

【令和3年4月21日】

6年担任より、本件母親にロイロノートを通じて連絡をする。授業についてChromebook、Google Classroomを活用することを伝える。本件母親からは、本件児童がオンライン授業を受けることにそれほど苦痛を感じていないということが伝えられる。

【令和3年5月13日】

学校は、4月19日の出来事として「校長がZoom対応の遅さについて本件両親と本件児童に対して謝罪をする。新型コロナウイルス感染症による一斉休校の後の学校再開後、一部の学校でzoom等を用いたリモート授業が始まっていたが、附属平野小学校では家庭の通信環境や利用可能な端末の問題等から、当初ネット経由のリアルタイムのリモート授業はせず、動画を作ってHPにアップして視聴してもらおうとか、プリント等を渡すなどをして学習を行っていた。これらの状況をふまえて、本件児童に対する授業のzoom配信が遅くなった点について謝罪を行った」ということが学校側の記録として残している。しかし、本件母親は「この謝罪は5月13日の出来事である」「こんな謝罪ではなかった。これは作り話なのか」「『一部』の学校でZoom等を用いたリモート授業の『一部』とはどこか」と述べている。また学習への対応について本件母親は「5年生の時はいつの授業のプリントなのか全くわからず2週間分を一気に渡される。2週間分渡されてもいつ使用したのかさっぱりわからず、ついていけない」「オンラインもないし、算数は週1回であり、板書についても全教科ではない。どう学習できるのか」「（本件児童は）学習の遅れを令和2年7月から感じていた」「学校の記録ではプリント類は配達していたとされているが、プリントは毎回取りに行っていた。自宅まで送ってもらったことは一度もない。こんなに手厚く対応をされていない」と述べている。一方、本件母親は「校長先生は心温まる言葉を我々親子にして下さりました」とも述べている。

【令和3年5月31日】

本件母親は「この日に、6年担任、管理職、本件児童、本件両親で話し合いの場を持ち、本件児童の本音を伝えた」と述べている。

【令和3年5月～8月】

「学校側は『（本件児童・本件両親の）主訴がわからない』ということは何度も言っていた」「7月の校長との電話のやりとりでもそのように言われた」「（本件児童、本件母親が）学校に合わせないといけない。苦しい。パワハラ。迫害。不法行為」と本件母親は述べている。またこれらについては、「大学にこのことを伝えたいので連絡先や話すチャンスを下さい、と言っても窓口は小学校であるとの一点張りで押し問答となり、話が進まない状況であった」と本件母親は述べている。さらに、本件母親は「6月中にも管理職、本件両親と話し合いをしている。本件児童のいじめと連絡進学について話している」と述べている。

【令和3年6月10日】

本件児童本人よりロイロノートにて「昨日無理したから今日はいけない、体が拒否反応している」と

いうメッセージが6年担任に送られてくる。これに対して担任は「無理しなくていいよ」と返答している。その後もやりとりが続き、本件児童からは「今日朝ご飯、昼ご飯食べれない、しんどい。せんせい、ありがとう」とのメッセージ送られてきて、担任は「無理しないでね。一応連絡帳だけ送るね」と返答し、当日の連絡帳の写真を送っている。

【令和3年6月14日】

カウンセラーと本件母親が直接話をする。本件母親から、いじめがあったこと、学校の対応が不十分であったことが伝えられる。

【令和3年6月17日】

本件母親は学校に対して「学校側が本件児童や本件両親に合わせないといけない事（本件児童・本件両親の側に寄り添う必要があること）、本件児童が学校側に合わせるのではない事を伝えた。スクールカウンセラーもこの件について管理職に伝えたと言っていた」と述べている。

【令和3年6月23日】

本件両親が本件児童の思いを伝えに学校に行き、担任および管理職と話し合いの場をもった。また同日、本件母親より、6年担任に対して「いじめが要因で不登校になった子が、いじめっ子が転校していなくなった後も学校に来られないまま、という場合は多くあります。原因を取り除く引算ではなく、何を加えたら登校できるだろうかというたし算の発想が大切です」とのメッセージを送っている。これに対して、5年担任は「たし算の発想もとても大事だと思います」と返答している。

【令和3年8月5日】

1 学期末の連絡進学に関わるテストが終了した後、本件母親にいじめの件について詳しく聞きたいと伝え、8月5日本件母親が来校した。この話し合いの時期については、本件母親は「夏休みに入ってからの方がよいと学校側の意向があり、早くしたかったが（学校に）合わせた」と述べている。話し合いの場において学校は「副校長と主幹教諭で対応した際に、誰に何をされたか（4年の1学期までにあったこと）ということが本件母親から伝えられた」としている。この時点で、「●児」「●児」を含め複数名の児童の名前が挙がったため、2学期にその子どもたちへの聞き取りを進めたいので、4年生の2学期以降の事柄の詳細を9月3日に本件母親より伝えてもらうこととなっていた。一方、本件母親は「6月22日の時点で本件児童の思いを本人の口から伝えているし、管理職にも伝えて下さいと言っていた」と述べている。

【令和3年8月20日】

本件母親は「夏休み中も本人は調子のよい時と悪い時があり、『学校は僕のことをわかってくれない、学校なんか大嫌い』と言っているため、校長先生から本人に寄り添う言葉をかけてほしい」という連絡を学校にしている。

【令和3年8月26日】

カウンセラーから本件児童の家に連絡をする。本件児童が「学校は、母の言うことを信じない、つまりそれは僕のいうことも信じてくれないということ」「学校が自分に寄り添ってくれない」「いじめもなかったことにされる」と言っていることが伝えられる。その後、校長が電話に出て、本件児童と直接話をして、「学校はいじめ問題を解決したいと思っており、多数の教員で話し合いを行っている。しかし、これまでにもあったように、いじめ問題に着手するにあたり、あなたが思い出してしんどい思いをするかもしれないことは大丈夫か。あなたの心が軽くなる方法を学校みんなと一緒に考える」とのことを本

人に伝えた。また本件母親からは、「(本件児童が) いじめを解決するとき、とぼけたり、嘘をついたり、うやむやにしないようにしてほしい。いじめた側が、遊び、冗談とか、理解に苦しむ言い訳は許せない」という本件児童の気持ちを伝えるとともに、「精神科医の先生も入れて解決をしてほしい。他にも入れて欲しい人が出てくるかもしれないが、子どもの人権が守られるように指導してほしい」と校長に伝える。これに対して校長は「大学と相談します」と答えた。また、本件母親は「校長は『主訴がわからない』と言っていた。『主訴がわからない』という言葉は校長、副校長から5月から言われ続けた。これまで相談し続けていた事や文部科学省から言われていた事を小学校に伝えたかった。もちろん大学にも待ってもらっていたので、大きくはしたくなかったが、そうせざるを得なかった」(本件児童は)校長に対して『いじめ問題を早く解決してほしい、このことを他のみんなにも伝えたい』『ぼくの考えはすべてお母さんに言っている。お母さんの考えはぼくの考えだ』と伝えた。このとき校長は『同じものを見たときに右から見たことと左から見たことは違うよ』と言っていた」と述べている。

【令和3年9月3日】

本件母親が頭痛のため来校できないと連絡が入り、来校は中止となった。同日に、本件母親は文部科学省に代理人から電話を入れており、学校にも大学より連絡が入る。これをふまえて、学校は「本件児童は、9月末にテストがあり、これを受けなければ、連絡進学資格がなくなってしまうため、本人が可能な方法で試験を受けられるように、学校の別室や大学を借りて受験する方法などについて、本件母親や本件児童と相談した上で様々な提案をした」としている。

【令和3年10月2日】

運動会に本件父親と本件児童が来校し、運動会を見学した。友達に対しても手を振ってくれる子がいたら手を振り返し、みんなが何をしているのか、興味を示して見学していた。本件母親からは、運動会に登校できたうれしさがロイロノートで送られてきた。

【令和3年10月7日】

本件母親からロイロノートにて「学校は何もしてくれない、対応が遅すぎる、連絡進学に対してはどのような判断をしてくれるのか、我々親子には何もないのか」というメッセージが送られてきた。これに対して、学校は「本件児童が、気持ちが軽くなるためにできることをしたいということ、登校できるように、理科の実験などをすること、体育の授業に参加する、6年担任と話をする機会を持つことなどの提案を行った」としている。また、学校は「体育の授業だけなら授業に参加できるかもしれないと本件母親を通して本件児童に伝え、授業に出られるように担任や主幹教諭を中心に、他の教員からも本件児童に働きかけた。そして、卒業に向けて、卒業関連行事の予定を伝え、学校に来るきっかけにできるよう試みた。その後、校長と一緒に実験をすることについて本件児童がとても楽しみにしており、放課後や授業時間帯に実験をしにくるようになった」としている。

【令和3年11月5日】

本件母親は、「『本件児童のために学校ができることを100個提案してほしい』と伝え、それからようやく学校が動くようになった。これらはロイロノートの記録からもわかるし、大学にも伝えている」と述べている。

【令和3年12月6日】

6年生になって初めて制服で登校してアルバムで写真撮影した。これについて本件母親は「学校が少しよりそってくれたから制服を着ることができるようになったと本人が言っていた」としている。また、

同日初めてクラブ活動のために皆が活動している理科室に入って後方から見学をした。人がいる教室の中に入ることができたのは、6年生になって初めてであった。

【令和3年12月10日】

本件児童が、人がいない自分の教室に入り、自分の席に座って、周りの友達の様子を自分から聞く姿、卒業文集に書く内容を考える姿が見られた。また、この頃、登校した際に、体育館でバスケットボールをすることが楽しみになっており、来校した際には、自分のマイボールを持ってきてバスケットボールをすることが習慣となっていた。

【令和4年1月9日】

本件母親より、「本人が、校長、副校長、6年担任、旧担任から謝罪の手紙が欲しいといている」との連絡が入る。

【令和4年1月13日】

本件児童と本件母親が来校し、本人は登校した際バスケットボールをした。

【令和4年1月14日】

6年生になって初めて、クラスの体育の授業に参加し、友達と共にバスケットボールに取り組んだ。友達とコミュニケーションを自然にとって、得点を重ね、友達とするプレイを楽しむことができた。本件母親からも「本人が、やられたことを水に流すことはできないが、学校は改善し、成長しているから心が救われると言っている」とロイロノートで報告があった。その後も、バスケットボールや卒業制作で学校に来ることを促し続けた。また、2月に入り、以前にも増して、学校に登校した際に、滞在できる時間が伸びていった。

【令和4年2月2日】

スポーツ振興センターに出す書類として、本件母親より、4年生当時誰に何をされたかの詳細が書かれた紙が提出された。これをすぐに学校内のいじめ防止委員会メンバーで共有し、学校が捉えていることとそうでないこと、指導済みのこととそうでないことなどに分類し、今後の対応について話し合いを進めた。また、本件母親からも、いじめの調査について、卒業が近づいてきているので進めてほしいとの話があり、学校としてもこのことを話すことで本人に負担をかけることになるかもしれないがよいかと聞くと、よいと本人が言っているとのことであったため、名前が挙げられている児童に聞き取りを始める準備を進めていた。本件母親からは要望として、加害児童に聞く前に、必ず何を聞くか自分に教えてほしいとの話があった。

その後学校側は本件母親に、今後の聞き取りのスケジュールを提案しつつ、校内でも誰が誰に対して何を聞くか、また大学側とも相談をし、どのように進めていくことが一番よいのかを話し合いつつ準備を進めていったとしている。一方、本件母親と「どんな準備だったのか。そのような準備についてまったく聞かされていない。あるなら今でも聞きたいし、提案がないからどうしていいか不明。本件児童も同じように思っていた」としている。

【令和4年2月21日】

本件児童の両親が来校し、学校は保護者が求めていた連絡進学の判断基準について説明した。

【令和4年2月22日】

本件児童、本件母親、6年担任とで、加害児童たちとの話し合いをどのように今後進めていくかについて話し合いをした。話し合いをする際、6年担任は中学校へ行くことができる為の話し合いだと本件

児童に伝えていた。学校は「本件児童は、加害児童と直接会い、相手の様子を見ながら話したいとのことで、日程を決めて、その場には、本件児童の6年担任と、加害児童の担任とが立ち合い、日を決めて話し合いをすることとなった」としている。一方本件母親は「(本件児童は) 事前におおまかなことは加害児童に伝え、それを理解させた上で様子をみながら本人が話せると思っていた。配慮不足だった」と述べている。さらにこの話し合いの場について、本件母親は「(本件児童が加害児童に対して)『(本件児童は6年担任に対して) 覚えていることを話し、嫌な気持ちだったことを伝えた上で謝罪をもとめた。許せるはずがない。これをふまえて『お前のせいで学校に来られへんようになったんやぞ!』と担任に伝えたら、担任は『そんなキツイ言葉は先生からはいえない。そんなことを言われたら傷つく』と言った」と述べている。また本件母親は「6年担任は自分の価値観を押し付けてくるので主観を入れないように伝えた。副校長にもこのことをその日に伝えた」と述べている。

【令和4年2月24日】

本件児童と母親が来校し、■児と話し合いの場を持った。出席者は本件児童、6年担任、■児、■児担任であった。この時副校長その他の教員は同席していない。学校側は「副校長が同席しなかったことは2月22日の本件母親との話し合いをふまえたものだった」としているが、本件母親は「副校長は同席すべきだった」としている。この話し合いにおいては、本件児童が相手からされて嫌だったこと、その時どんなことを思っていたのか、聞きたかったことなどを本件児童の口から相手に語りかけ、話を進めていった。学校は「このとき■児は、自分が当時やってしまったことを深く受け止め、本件児童に対して反省の気持ちを述べた」としている。一方、本件母親は「(本件児童にとって) ■児が反省している様子は見られず、それらの反省は本心でなかった。反省している事にならない」としている。

【令和4年2月28日】

本件児童と母親が来校し、■児と話し合いの場を持った。学校はこの日の出席者については、本件児童、■児、6年担任、■児担任に加え、本件母親の要望をふまえて副校長も参加したとしている。一方、本件母親は上記で示したように、24日の時点から副校長は参加すべきだったとしている。

この日の話し合いについては、本件児童が相手からされて嫌だったこと、その時どんなことを思っていたのか、聞きたかったことなどを本件児童の口から相手に語りかけ、話を進めていった。■児については、本件児童がされたと発言している嫌なことに対しては、「覚えていない」という答えだったが、■児から本件児童が覚えていなかった、当時■児から本件児童に対して「スクリーンの角で本件児童が骨折していた指にわざとあてる」といういやがらせをしていたということを伝えている。また本件母親はこのときに「■児は、一学期からずっといやがらせをしていたこと、本件児童以外の他の児童にもいやがらせをしていたことを認めた」と述べている。■児は、「もしこのようなことが原因で来れなくなったのだとしたら、それは自分が全部悪い」と発言した。それに対して、本件児童は、「これが全ての原因ではない。学校に来れなくなった原因はほかにいろいろある。ただ、このことは、その中の一つの原因ではあることはよく覚えておいて」と本件児童から■児に伝えた。

【令和4年3月2日】

本件児童と母親が来校し、■児と話し合いの場を持った。出席者は本件児童、■児、6年担任、■児担任、副校長であった。本件児童が相手からされて嫌だったこと、その時どんなことを思っていたのか、聞きたかったことなどを本件児童の口から相手に語りかけ、話を進めていった。3月2日に■児と話し合いの場を持った。3人の児童それぞれに対して、本件児童が相手からされて嫌だったこと、その時どんな

ことを思っていたのか、聞きたかったことなどを本件児童の口から相手に語りかけ、話を進めていった。■児については、本人同士が話を進めていく上で、これは誤解であったということに気づいたと本件児童から語られた。学校は「本件児童は、3月2日の最後の話し合いが終わった後、相手の友達一人ひとりと話をする中で、とても疲れたが、これは自分にとって必要なことであると考え、やりたくないけれども、けじめとしてやりぬいたということをお話してくれた」「(当事者同士の話について) 本人はもうすっきりしているとの発言があった」としており、学校の記録にも残っているとしている。一方、これについて本件母親は「(本件児童は) 本心では思っていない」「(本件児童が) 今回の話し合いでは(加害者側は) 反省しているように見えない。こちらのつらい気持ちが理解できていないし、(加害者側が) 自分のしんどい気持ちを言っただけ。家でも指導してほしいと思っていた」と述べている。

また、本件母親から「学校、先生が指導してくれないから、本人が相手の保護者と会って話をしたい、相手の保護者から謝罪してほしいと言っている、もしくはこちらから手紙を書くから渡してほしい」という話があった。手紙という流れになったことについては、本件母親は「6年担任が本件両親の愚痴を相手のご家庭に言うことはできないとなり、仲裁の副校長からの提案で『お手紙でどうですか』という流れであった」と述べている。また、「本件児童も、同じことが繰り返されない防止策として、相手の親にわかっておいてほしいと話している」と本件母親より訴えがあった。これについては、本件児童は「相手の親にわかっておいてほしいという意味はあったが、意味のない話し合いの為、不登校の一番つらい初期症状にもどり、心が折れ、体調をくずした」としている。その後手紙を相手の親に渡すことはできていない。

これらの一連の加害児童と本件児童との話し合いについて、本件母親は「他の教育機関に相談したら、事前に加害児童へ説明し、自分のやったことを理解させ、こちらの気持ち、思いをしっかりと相手に受けとめさせ謝罪させる。ここまでやらない、やれないなら、学校、教師はやらない方がいいと言われた。本件児童もやらない方がよかったと言っていたので学校、担任に伝えた」と述べている。

また本件母親は「加害ご家族には学校から説明しているのか。説明をしているのか。■児ご家庭には5月24日、25日に『謝罪がゴールではない、スタート。卒業するまで見ているよ』と伝えている。これについて6年担任からも伝えられている。これらについてうやむやにされている。学校にて会議すると言われたがその後返事はない」と述べている。

またこれらについて本件母親は「2月28日にも3月2日にもこれらの件を伝え、加害児童が覚えていないで済ませていいものではないと副校長も言っていた。これらについてボイスレコーダーにも残っている」と述べている。

【令和4年3月10日】

卒業式前日である3月10日の19時に本件児童は学校に登校して体をならした。またその場で本件両親が依頼していた手紙が渡された。

【令和4年3月11日】

卒業式当日は、本件児童が制服を着ていて、友達がたくさんいる受付側を自ら通っていき、卒業式自体についても、体育館の放送室から参列し、途中までではあるが、式に参加することができた。本件母親は「この日の様子について、校長が『(本件児童が) 青白い顔をして落ち着きがない。あの様子だと中学校へ行けないと校長が言っていた』と本人が言っていた。これについてボイスレコーダーにも残っている」と述べている。一方、校長は「そのようなことは言っていない」と述べている。

【令和4年3月22日】

卒業を迎え、体育館にて校長から本件児童に対して卒業証書授与を行った。

第5 本件調査の過程におけるその他の聴き取り内容

第1章第5に示したように、本件両親からの聴き取りについては本委員会副委員長が行った。この聴き取りに際して、本章第3及び第4に記載した内容以外に、本調査副委員長が本件母親から聞き取ったことについて記載する。まず本件母親は本調査において副委員長が調査を進める過程において「何度も何度も同じ事を言わないといけない心労があり、(聴き取りについて)別の方を希望する。(副委員長が調査報告書を作成することについて)慣れているからという理由で他の方ができない理由にはならない。無駄な時間が多い。同じ事を再々伝えるが、こちらへの配慮が全くない」と述べていた。聴き取りをする調査委員を別の委員にすることについては、第1章第5に示した理由によりできなかった。また同じく第1章第5に示したように、本調査においては、本件児童から本調査委員が直接聴き取りをすることはできなかったが、このことについて本件母親は「本人から直接、学校での出来事全てについて話をさせるのはやめて正解だった。当時からやはり小学校から学校組織に対する不安は不信、加害生徒との対面の運び方、今回の調査委員会の調査等々、学校側は自分たちを守るのに必死だとわかる。被害者の主張をどう工夫し、第三者に伝えてくださるのか。全く感じない。本人を連れて話をさせていたらとんでもない事になっていた。いじめがなかったことにされていると本人は言っている」と述べていた。さらに、本件母親が経緯について日時も含めて詳細を調査委員会に伝えていることについては、「外部の相談員、弁護士、かなりの方へ相談しているので証拠はかなりの量になる。4年生～6年生もそうだが、当時の状況について誰が見てもわかるような資料がある」と述べている。

本件の事案については、「(本件児童は)学校の管理下のもと、一方的に、継続的に(苦痛を伴う行為)を受け、精神疾患に陥った。学校の校内にも入れない。校内に入っても逃げ回る。木に隠れ、ドアとドアの間、壁の後ろに隠れる。一年生が通るだけでもおどおどビクビクしていた。この様子は学校側と保護者が同じ方向を向くまで続いていた。本件児童の苦しみ、辛さ、恐怖を(調査報告書に)記載してほしい。幻覚、幻聴あり。長期になるとこのような症状になる。2次障害、3次障害である」と述べていた。また「中学校で環境が変わる為、行けると思っていたが、やはり行けない。本件児童が思う以上にかなり心にきている。原因を探ると加害児童との話し合いの場でこの部分(本件児童の苦痛)をしっかりと解決できていたら中学校へ行けていた。今よりも少なくとも学校へ行けていた。学校組織に対する不安、心配は払拭できなかった」と述べている。また本件母親は学校に対して「いじめがダメだとクラス、学校全体が理解し、許さない姿勢、まずは教員の強い確かな情報を整備、共有することが大切である。弁護士によるいじめ防止授業の申し込みはできたのか。PTA、保護者からも再々やられた側が分かってもらえる授業をして欲しいという訴えがあったのだから動くべきである。被害者(本件児童)の心理的ダメージが大きく小学校の対応もなかったことにされている。なかったことにされようとしている不安感ばかりの不登校期間だった」と述べている。

令和4年2月24日、2月28日、3月2日に本件児童が加害児童と対面での話し合いを持ったことについては、「加害児童と対面しても(本件児童が)納得できる、誰もが、聞いて良かったと思えるような話し合いではなかったため、やらない方がよかったと(相談していた)外部の方にも言われた。何より本人もやるんじゃなかったと言っていた」と述べている。

第3章 いじめに該当するかどうかの判断

本事案がいじめ防止対策推進法（2013）に示されたいじめ事案に該当するか及びその影響に関して、本委員会としては、本事案の経緯をふまえ、以下のように判断する。

第1 法の規定

いじめ防止対策推進法においては、いじめの定義について「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とされている。

また、同じくいじめ防止対策推進法において、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」を「重大事態」であるとし、「重大事態」発生時において、「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とされている。

第2 本委員会における判断

上記のいじめ防止対策推進法に基づき、第2章の本件事案の経緯について検討したところ、本件児童が被害を受けたもののうち確認ができているものは以下の（1）から（10）である。

- （1）■ 児に名前をもじられ■ 児に笑われる（令和元年4月16日）。
- （2）体操袋や手で股間・お尻を叩く（令和元年5月7日～9日及び6月～7月も継続）。
- （3）■ 児に音楽の時間、股間を膝蹴りされる（令和元年5月23日）。
- （4）（3）で指導を受けたことを■ 児から「お前のせいやぞ」と言われる（令和元年5月29日）。
- （5）■ 児より体育の授業中、股間を殴られる（令和元年6月11日）。
- （6）■ 児より終わりの会の時、股間をたたかれ、お尻をけられる（令和元年6月12日）。
- （7）■ 児による暴言（令和元年9月6日）
- （8）■ 児より授業中きつく言われる（令和元年12月11日）
- （9）■ 児より暴言（令和2年2月）
- （10）■ 児より、本件児童が振り返った時、イスを大きくずらして机を押し付けてくるので胸を圧迫される（平成31年4月～令和元年5月）。

（1）から（10）のいずれにおいても、法の定義に基づき、本件児童が被害を受けた上で心身の苦痛を受けているものと考えられる。よって（1）から（10）の行為は本委員会において「いじめ」に該当するものと判断する。なお、（1）から（10）の行為以外に、本件児童が心身の苦痛を感じた件が散見されるが、あくまでも行為として十分に確認ができものとして上記を「いじめ」に該当するものとした。しかし、このことは（1）～（10）以外の件について、本件児童が心身の苦痛を感じたことを否定するものではない。

第4章 学校の対応について

第1 いじめ重大事態の定義

いじめ防止対策推進法においては、第28条第1項において「いじめにより当該学校に在籍する児童当の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」（以下「第1号重大事態」という）、同項2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（以下「第2号重大事態」という）を「重大事態」とし、その場合は「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」としている。これを受け、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省、2017）において、いじめ重大事態における調査について、「調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること」として、調査組織を構成するものとしている。

第2 本件事案の背景

本件事案は、本件児童がいじめを理由として長期欠席することへとつながり、令和2年9月3日時点で欠席日数が30日に至ったものである。

以下では学校における対応について、①事案を認知してからの初動対応、②関係児童に対する聴取、③被害生徒である本件児童の保護者対応、④加害児童とされる児童及びその保護者対応、④学校の対応経過を記載した記録についての4項目につき、検証した結果、以下のとおり報告する。

なお、本件事案が発生した当時は、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年3月2日より全国一斉臨時休校の措置（新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業）がとられ、学校においては5月31日まで同状況が続いていた。学校関係者から聴取した限り、このような将来が予測できない状況で様々な困難があった中、被害児童や関係児童のために一定のアプローチをしていたことが窺われることからその点について、はじめに付記させていただく。

第3 事案が生じるまでの対応

第1章で示した通り、本「いじめ重大事態」が発生したのは、いじめを起因として長期欠席が30日を越えた令和2年9月3日ではあるが、第2章で概観したように、「いじめ重大事態」となる以前に本件児童は継続的に同級生からの加害行動を受けていた。第3章において「いじめ」として認定した行為以外にも客観的事実として十分な確認ができていないことも含めると、本件児童が小学校4年生になった新学期当初から年度末の新型コロナウイルス感染症による学校一斉休業の時期まで継続的に被害を受けていると考えられる。第2章で示した通り、それらの行為のうちいくつかは4年担任が把握した上で、加害児童に指導したものと記録されているが、それらの指導が行われたあとも、同じ加害児童が繰り返し加害行動をしていることを考えると、4年担任による加害児童への指導は、加害児童がそれらの行為を反省し、相手の気持ちを考えた上で今後はそのような加害行動を行わないようにする、という段階に至ってはいなかったと考えられる。その点から、当時行われた「指導」というものが、子どもの成長につながるものとしては不十分であったといえる。「指導」の不十分さについては、例えば令和元年5月23日における「児童に音楽の時間、股間を膝蹴り」をされた件について窺うことができる。学校は5月23日の件

で児童に指導をしているにも関わらず、令和元年5月29日に、児童が本件児童に対して「（指導を受けたことについて）お前のせいやぞ」と言う言葉を発している。これについては担任が指導を行ったにもかかわらず、その指導が児童の当該行為が本件児童に対してどのような苦痛を与えているのか、どのような面で不適切な行為であったのかということについて児童がしっかりと考え、自分の行為についてふりかえる段階にまで達していなかったことを示すものであると考えられる。

また、本件児童に関わる他の児童からの一連の行為について、学年集団による連携が不十分であったことも指摘することができる。学校においては、各学年3学級から構成されており、いずれの学年にも学年主任と二人の学年担任の計三名から構成されている。文部科学省が示す「チームとしての学校」には、「個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である」とされている。本件において学年団は、教育方針について定期的な会議を重ね、各学級の課題点等について情報共有の場を持っている。しかし、本件児童や学級における課題点の細部にまでは情報共有をしていたとは言い難く、これらの情報共有の不十分さが、本件事案が「いじめ重大事態」へとつながった可能性が考えられる。

また同様に「チームとしての学校」の視点からは、「校長のリーダーシップの下、学校としてのマネジメントを強化」することが求められているが、本件において管理職のリーダーシップをふまえて対応がなされていたとは言い難い。本件小学校は、大学附属小学校であり、校長は大学教員が兼務しているため、実質の学校におけるリーダーシップは副校長に求められる。しかし本件児童が4年生であった当時の副校長（令和元年度）は本件児童が受けた被害のうちいくつかについて把握していたものの、「チームとしての学校」の視点をふまえた継続的なアプローチは不十分であった可能性がある。副校長は担任と共に本件児童に関わる案件に指導に入ったこともあったが、本件児童の被害状況をふまえて、本件児童がその後どのように学級の中で過ごしているのかについて十分に意識を向けることができていなかったと考えられ、学校としていじめの防止のためにより具体的かつ継続的なアプローチに努めるべきであったものと推察される。

第4 事案を認知してからの対応

学校は、本件児童が新型コロナウイルス感染症による全国学校一斉休校が終了したあとも、登校することができないままとなっていた。学校は本件保護者と連絡をとり登校できない理由について尋ねたところ、第2章第4「本件事案発生後の経緯」にも示したように、「頭が痛い」「お腹が痛い」「眠たい」「学校がモヤモヤする」などであったことを確認している。このうち、「学校がモヤモヤする」ということについてさらに詳細を尋ねたところ、「4年生の頃のクラスがしんどかった」「クラスの雰囲気として子どもが荒れていた」「暴力的な行為や友達が嫌なことをされていることを目にして嫌だ」「先生は何もしてくれなかった」などの内容について確認している。しかし、本件児童は登校できていない状況が続いていたため、学校は本件児童から登校できない理由である「学校がモヤモヤする」ことについて、さらなる具体的な内容を確認できないままであり、本件児童のこのような気持ちについて解決に向けた直接的アプローチをすることはできず、タブレット端末を活用したメッセージ機能であるロイロノートでのやりとりを継続してきた。またこの過程において本件児童は「僕、いじめられています」とも5年担任に伝えているが、これをふまえた対応はその時点で行われていなかった。これらのやりとりの

中で、令和2年10月27日に本件母親よりいじめに言及するメッセージが送られてきたことに加えて、令和2年11月26日に大阪市南部こどもセンターから本校への連絡にて、学校は「本件児童母親より本件児童が登校できていない理由は4年生のときのいじめにあることであると伝えられた。学校は本件児童の不登校の理由がいじめであるということを知った」としている。これを受け、本校は本件児童に関するいじめ対策委員会を開催している。

その後、本件母親と副校長（令和2・3年度）および担任とで面談の機会を持ち、本件母親より直接、登校できない理由について改めていじめであったことを聞く機会を持った。この際、学校は副校長と5年担任とで本件児童につらい思いをさせたことについて本件母親に謝罪をしている。なお、本件について管理職（令和元・2・3年度校長、令和2・3年度副校長および主幹教諭）は対応の窓口となり、本件母親との面談や電話連絡、ロイロノートでの日常的なやりとり、登校時の本件児童への対応など多くの時間を割いている。本件母親との対面での面談については日によっては3時間を超える対応をすることもあった。

しかし、学校が、本件児童がいじめを起因として登校できていないことを聞いた時点で、本件児童の欠席日数は30日を超過していた（第1章第2に示すように、欠席日数30日を超過したのは、令和2年9月3日である）。本章第1「いじめ重大事態の定義」の項にも示したように、この状況についていじめ重大事態であると考えられ、本件の状況を把握した段階で「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」必要があったものと考えられる。前述のように本件を受けて学校ではいじめ対策委員会を開催してはいるが、これはいじめ重大事態の状況を受けた調査委員会とは言えず、国立大学法人附属学校を管理する大学とも、この時点では共有、連携をすることはできていなかった。

その後、令和3年2月初旬には本件児童は登校できない理由を「友達に会うのがこわい」としており、これについて学校と本件母親は本件児童の気持ちをどう解消していくかについて話し合いを進めてきている。また令和3年3月以降に本件両親より「本人のいじめの心の傷を理解してほしい」「（本件児童は）いじめがあったことによって子どもは学校に通えなくなった。」という思いを学校に頻繁に伝えるようになり、学校は本件児童の被害状況の把握をしようと努めている。しかし、本件児童から加害児童が誰かという具体的な名前を聞くことができないことをふまえ、いじめ重大事態に基づく対応には至っていない。

また、令和3年8月26日には、本校校長が本件児童に対して、「学校はいじめ問題を解決したいと思っており、多数の教員で話し合いを行っている。しかし、これまでもあったように、いじめ問題に着手するにあたり、あなたが思い出してしんどい思いをするかもしれないことは大丈夫か。あなたの心が軽くなる方法を学校みんなで一緒に考える」という考えを電話にて伝えている。

その後、令和3年9月3日に、本件母親は文部科学省に代理人を通じて本件について電話を入れ、文部科学省から大学に連絡が入ることとなった。これを受け、令和3年9月14日、文部科学省職員と本件大学職員ならびに学校副校長がWeb会議を行い、本件について「いじめ防止対策推進法」における「重大事態」であることを確認し、いじめ調査委員会を立ち上げる必要性を文部科学省より大学および小学校に伝えられる。これを受け、本委員会は令和4年3月25日に立ちあがることとなる。

これらの一連の経緯は、学校が本件について「いじめ防止対策推進法」における「重大事態」であることについての認識の不十分さがあったことが窺い知れる。本来においては、本件児童がいじめによる

学校の欠席日数が30日を超過した時点で上記の対応をすべきところ、実際には「重大事態」であることを認識するまでに、約1年もの期間が経過してしまっている。

その後、学校は本件児童に対して学校に登校できるような提案を繰り返しながら、本件両親と連絡を継続的にとるが、本件児童が小学校卒業を迎えるまで、一部の授業に参加することができる機会を得ることはできたものの通常通りの登校には至らなかった。

第5 本件に関する校内委員会等について

いじめ防止対策推進法22条に、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」とある。また、いじめ防止等のための基本的な方針においては、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になること、また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されている。

さらに「いじめの防止等のための基本的な方針」の第2の3、「いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」に、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の役割として、「①未然防止、②早期発見・事案対処、③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組」が挙げられている。「①未然防止」については、「いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割」、 「②早期発見・事案対処」については、「いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割」等、「いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割」等、「③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組」として「学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）などが想定される」等と示されている。

また「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』」（文部科学省、2013）のポイントには、「いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図らなければならない」とされている。これらをつまみ、学校においては、本件に関して以下の会議を開催している。

令和2年5月29日 職員会議 本件児童の様子について

令和2年6月22日 職員会議 本件児童の様子について

令和2年6月25日 子ども支援委員会 本件児童の様子について

令和2年7月31日 職員会議 本件児童の様子について

令和2年8月26日 子どもを語る会（教員同士の児童の情報を共有する会） 本件児童について

令和2年10月8日 職員会議 本件児童の様子について

令和2年11月26日 職員会議 本件児童の様子について

令和2年12月21日 職員会議 本件児童の様子について
令和3年2月1日 職員会議 本件児童の様子について
令和3年3月18日 子ども支援委員会 本件児童の様子について
令和3年4月8日 職員会議 本件児童の様子について
令和3年4月15日 子どもを語る会 本件児童の様子について
令和3年4月22日 子どもを語る会 本件児童の様子について
令和3年5月6日 子どもを語る会 本件児童の様子について
令和3年5月31日 職員会議 本件児童の様子について
令和3年6月3日 子どもを語る会 本件児童の様子について
令和3年6月14日 職員会議 本件児童の様子について
令和3年6月17日 子どもを語る会 本件児童の様子について
令和3年7月8日 子どもを語る会 本件児童の様子について
令和3年7月17日 職員会議 本件児童の様子について
令和3年8月25日 子ども理解支援委員会 本件児童の様子について
令和3年9月29日 いじめ防止対策委員会 本件児童や本件母親の思いの確認と今後の対応の検討
令和3年10月7日 第三者委員会を設置について
令和3年10月25日 職員会議 本件児童の様子について
令和3年10月27日 子どもを語る会 本件児童の様子について 第三者委員会について
令和3年11月11日 職員会議 本件児童の様子
令和3年12月6日 職員会議 本件児童の様子・卒業に向けての取り組み
令和3年12月20日 職員会議 本件児童の様子について 本件両親とのやりとりの報告
令和4年1月7日 職員会議 本件児童の様子について・3学期の方向性の確認
令和4年1月27日 いじめ防止対策委員会 大学より「大阪教育大学附属学校いじめ重大事態附属学校調査委員会」を学校で設置し調査することという任務の遂行命令があったことについて・卒業までの見通しについて
令和4年1月31日 本件児童の様子について
令和4年2月3日 いじめ防止対策委員会 本件児童の様子について・卒業に向けて
令和4年3月7日 職員会議 本件児童の様子について・本件児童と友だちとの様子について

以上のように校内における会議としては計33回もの回数を重ねて、情報共有ならびに議論を進めてきている。しかし先にも述べたように、本件が「いじめ重大事態」となったのは、令和2年9月3日であるが、その時点では9月3日以前、以後を通じて本件児童について継続的に情報共有がなされているにもかかわらず「いじめ」であるという認識をふまえた適切なアプローチをすることができなかった。また令和2年9月3日以降は「いじめ重大事態」として対応すべきところ、文部科学省からの連絡をふまえて翌年令和3年9月14日に「いじめ重大事態」であることを認識するまで約1年を要している。これらをふまえると校内における会議は回数こそ重ねているものの、本来であれば「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿った対応をしなければならないにもかかわらず、校内委員会としては十分な機能を果たせていなかったといわざるを得ない。

第6 学校対応の課題について

以上、本件に関して小学校の対応について概観したが、小学校対応の課題については以下の通りであると考えられる。

- (1) 本件児童が小学校4年生当時において、他の児童から継続的に苦痛を伴う行為を受けていたにもかかわらず、それらを「いじめ」として認識することなく、一つ一つの事案に対する指導及びその後の対応について場当たりのなものとなっており、児童の成長を見据えたものになっていなかった。
- (2) 上記の(1)に関して、「チームとしての学校」の視点をふまえて、管理職のリーダーシップのもと、組織的な対応ができていなかった。
- (3) いじめ防止対策推進法に示される「いじめ重大事態」への認識が学校としてできておらず、本来は、本件児童が「いじめ」を訴えた時点で「いじめ重大事態」として対応すべきところ、実際に対応を始めるまでに長期の期間を要することになった。
- (4) 学校は、本件児童に対して校内委員会等で情報共有については継続的に行ってはいたが、上記(3)に示すように、「いじめ重大事態」としての認識がなかったため、校内委員会での共通理解についても「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」をふまえた対応をすることができなかった。

第5章 大学の対応について

第1 大学の責務について

いじめ防止対策推進法第28条には、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」と示されており、大学は本件に対して調査の責務を負うものである。これをふまえ、学校の設置者である大学は、本委員会を設置し、第1章第3に示した諮問を行い、本委員会による調査が進められてきた。

なお、本委員会は「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」における「第4調査組織の設置」に示される「学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制」となっている。

第2 大学の対応の実際について

【令和3年度】

令和3年9月3日

文部科学省（教員養成企画室（以下同じ））から大学（附属学校課（以下同じ））に「本件母親からいじめの訴え（小4から）があった」との電話連絡があった。文部科学省からは、いじめの実態と現在の対応状況、現在不登校なのか、いつからこの状況が続いているのか、4年から現在までの出席状況について報告を求められた。

令和3年9月6日

大学より、副校長から聴き取った経緯とともに関係資料をメールで文部科学省へ報告する。

令和3年9月8日

文部科学省から大学へ電話があり、本件に係るWeb打合せを行うため日程調整の要請があった。候補日時をメールで提示し、令和3年9月14日に決定し、Zoomミーティングを設定した。

令和3年9月14日

文部科学省と大学がWeb打合せを行った。大学として認識を改め、重大事態として第三者委員会を設置して調査することが求められた。

令和3年9月22日

大学は9月16日に行われた学校と本件両親との話合いの内容をメールにて文部科学省へ報告した。

令和3年9月22日

本件母親から大学へいじめを思い出すと辛くて学校にいけないとの訴え等電話があった。大学からは、調査委員会委員の人選を検討していることを伝える。

令和3年9月29日

大学が文部科学省へメールで報告する9月27日に本件両親から書面で届いた要望に対する回答案を添えて報告した。

令和3年10月13日

大学が文部科学省へメールで報告する。文部科学大臣あてに学長名で「いじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」の発生について（報告）」を発出した。

令和3年10月13日

本件母親から大学へ電話がある。スポーツ振興センターの申請に対して小学校が十分な対応をしていないことを指摘する。

令和3年10月14日

本件母親から大学へスポーツ振興センター等に関して電話があった。

令和3年11月8日

本件母親から大学に調査委員会の人選についての要望の連絡があった。この要望に対して、附属学校課長から打診することになった。

令和3年11月9日

本件母親より大学に調査委員会の人選及び第三者委員会に関するメールがあった。

令和3年11月10日

大学より本件母親に対して、本件母親が希望する調査委員の人選の確認について、もう少し待ってほしいこと、調査委員会委員は、いじめ問題に関して多方面で活躍している中から、附属学校統括機構が候補者を絞り選考することを伝える。

令和3年11月10日

大学が本件母親にメール連絡をし、「第三者が立ち上がると学校側は入れないという認識はもっておらず、そのような規則もない」ということを伝える。

令和3年11月11日

大学から本件母親が希望する調査委員候補に連絡をするが、多忙を理由に断られる。

令和3年11月16日

本件母親より大阪弁護士会の子どもの権利委員会に連絡をして、調査委員を推薦してほしいことについて連絡がある。

令和3年11月17日

大学が大阪弁護士会の子どもの人権相談窓口へ電話する。

令和3年11月17日

大学が大阪弁護士会事務局人権課へ電話をする。大阪弁護士会より依頼期間や報酬の情報が必要であることが示される。

令和3年11月24日

本件母親から大学に対して、調査委員会の人選等の進捗状況を教えてほしいとの連絡がある。

令和3年11月24日

大学が大阪弁護士会へ電話をし、委員の推薦について確認した。

令和3年11月29日

大阪弁護士会から大学に対して12月中に子どもの権利委員会と協議の場を持ちたいとの電話連絡があった。

令和3年12月8日

調査委員（子どもの権利委員会所属）の推薦依頼についての協議のため大阪弁護士会館を往訪した。本学における報酬額では折り合わないため、謝金単価の見直しを求められる。

令和3年12月13日

大学が大阪弁護士会（対応弁護士）に対して、謝金単価の見直しが難しいことを伝える。

令和3年12月14日

大阪弁護士会（対応弁護士）から大学へ、大学の意向をふまえて推薦について検討する旨の返信メールがあった。

令和3年12月23日

本件母親から大学に対して、調査委員会の進捗状況や文部科学省への経過報告を行っているか等の問い合わせの連絡があった。調査委員会の人選については検討中、文部科学省への報告は大きな進展

がないことから進捗状況は報告していないと回答する。

令和3年12月24日

文部科学省から大学へ電話があり、本件母親から文部科学省に連絡があったことを伝えられる。

令和3年12月27日

本件母親から大学に、学校との打ち合わせ日程等について問い合わせに関する電話連絡があった。

令和3年1月5日

本件母親から大学に、機構長との話し合いを令和3年1月6日の14時でどうかという提案と電話があった。

令和4年1月6日

本件母親・父親と大学が面談を行った。大学からは、第三者のみではなく、学校のいじめ対応委員会に第三者を加えた学校いじめ調査委員会を設置し、早急に進めたいと考えていることを伝え、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき6項目について説明した。

令和4年1月11日

本件母親から大学へ電話連絡があり、大学からは弁護士会から弁護士会には大学の謝金と構成員の中立性が確保されなければ推薦できないと言われたことを説明した

令和4年1月12日

大学が本件母親にメールにて連絡をした。打合せの結果、子どもの権利委員会への推薦依頼について学内の了承が取れたので、大阪弁護士会を通じて依頼する予定であることを報告した。

令和4年1月13日

大学が大阪弁護士会へ「今回の事案については当初、第三者のみの構成を考えていたが、検討の結果、学校が主体で、第三者数名を加える調査委員会とすること」「本学の謝金単価で可能であれば、先方希望の弁護士に依頼、無理なら大学側が適任の弁護士を探し、速やかに調査を開始することを先方に理解してもらったが、先方が希望する弁護士からは多忙を理由に断られたこと」「その弁護士から再度子どもの権利委員会所属弁護士の推薦を依頼するよう助言されたため、改めて推薦依頼をとの要望があったこと」との内容のメールを送った。

令和4年2月1日

本件母親から大学に「調査委員会のメンバーを知らせてほしいこと」「本件児童が校長から口頭で受けた謝罪を文章にして送ってほしい」「1月6日に機構長から謝罪がなかったので、文章にして送ってほしい」等の内容のメールが送られてきた。

令和4年2月3日

大阪弁護士会（対応弁護士）と大学のとのメールのやりとりが行われた。その中で「報酬の見直しはされないこと」「学校主体の調査委員会に第三者が加わること」等について伝えた。

令和4年2月4日

大阪弁護士会（担当弁護士）から大学へ「大学内で検討した結果、学校が主体となって設置し、第三者に加わってもらう形の調査委員会」の趣旨も承知した。回答内容を前提に会で検討の上正式に回答する」との返信メールがあった。

令和4年2月21日

大阪弁護士会から推薦依頼に対する回答があり、現在の報酬基準では、委員の労力負担が十分反映されず、第三者委員会としての委員構成についても疑義があることから、推薦には応じかねる結果となったとのことであった。

令和4年9月15日

本件母親から大学へ電話があり、「調査委員会の報告書について開示請求したいので、手続きを教

えてほしい」との問合せがあった。担当は総務課総務係であることを説明して連絡先電話番号を知らせ、かけ直しを求めた。

令和4年10月12日

文部科学省から連絡があり、本件母親が文部科学省に電話した内容について情報提供があった。

「①8月に文部科学省の係員からコンプライアンス委員会に相談することを提案されたので、大学に伝えたら笑いながらと言われた」「②スポーツ振興センターに連絡を取っている」「③面談しているが、指摘したことが報告書に反映されていない。何度も子どもを連れて学校に行くのは負担」「④1月に校長は文書で謝罪すると言ったのに、口頭でしかなかった」「⑤調査委員会の外部委員に連絡がつかないので、外部委員を増やしてほしい」とのことであった。

第3 大学の対応の課題

本件に関して大学は上記第2に示すように、令和3年9月3日以降、文部科学省、学校、本件両親と継続的に連絡を取りながら対応を進めてきた。令和4年1月6日には、大学が本件両親に対して、本件に係る調査の趣旨等について説明を行っている。また、令和4年3月25日付で本調査委員を任命し、学校いじめ調査委員会の設置に至っている。これらの対応は、いじめ防止対策推進法及びいじめ重大事態の調査に関するガイドラインに沿ったものであると考えられる。

一方、文部科学省より令和3年9月14日に、第三者委員会による調査の指示があったにもかかわらず実際に調査委員会が立ち上がったのは、約半年後の令和4年3月25日であった。これにより本委員会による調査は、本件児童が学校を卒業した後に行われることとなってしまった。この状況は、本件児童が不登校となっている状況を考えると、学校への再登校を目指すための機会へとつながらなかったことに加えて、本件両親の思いに添ったものとしては十分であったとは考えられない。大学はもっと早くにいじめ調査委員会を立ち上げ、本件に対する調査を進めるとともに、本件児童への支援を進めるべきであったと考えられる。

また、本委員会は「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」における「第4調査組織の設置」に示される「学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制」となっているが、本件両親は第三者委員として、弁護士を加えることを再三求めていた。しかし、大学は、弁護士に対する報酬等を理由として、本委員会に弁護士を加えることができなかった。大学が報酬等、予算面で弁護士を調査委員会に加えることができなかったことを、大学側の課題として指摘することは適切ではないと考えることもできる。しかし、結果としてこれらが、本件両親の思いに添わない形で調査を進めることになったことは、大学としての対応の不十分さであったと言わざるを得ない。

また本委員会が調査を進めるにあたり、本件両親は調査委員の一人である現副校長が本件両親との調査に関する面談に加わることを望まなかった一方、本調査に係る日程調整や本件母親からの本件調査委員長や副委員長に対する要望を伝える役割を当該現副校長に求めた。この連絡窓口については「学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制」においては副校長が担うべきものであると考えられるが、当時の学校が別件も含めて様々な対応を迫られていたことをふまえて、本委員会は保護者との連絡窓口が大学になることを求めている。しかし、大学は副校長が窓口になる方が円滑にやり取りを進めることができるとの理由でこの要望を受け入れなかった。これは、学校の設置機関である大学と調査の主体となった小学校が連携をして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための体制としては十分であったとは言えず、大学の対応としては不十分なものであったと考えられる。

第6章 提言

第1 学校への提言

(1) いじめ防止対策推進法について熟知すること

いじめ防止対策推進法においては、第28条第1項において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」（第1号重大事態）、同項2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号重大事態）を「重大事態」とし、その場合は、「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」としている。

上記の「いじめ重大事態」のうち「第2号重大事態」については、「第1号重大事態」に比べて学校における認識が十分でないことが多いと考えられ、本件においても、長期欠席が30日以上過ぎていく中で、その理由が「いじめ」であったと認識した事態で「第2号重大事態」となり早期対応をすべきであったところ、実際に本格的な対応をし始めたのは約1年後となってしまっている。これは、現場の教員がいじめ防止対策推進法に関する捉えが不十分であり、特に「第2号重大事態」に関する知識が不足していたことに起因するものであると考えられる。これらの状況をふまえると、教育現場において児童生徒の教育に携わる教員が「いじめ防止対策推進法」で定められたことを確実に把握しておくことが重要であり、「いじめ」および「いじめ重大事態」が生じないように不断の努力を続けるとともに、万が一「いじめ重大事態」が生じたときには可能な限り迅速に対応することが必要であると考えられる。

(2) いじめの現状及びメカニズム等について知ることの重要性

いじめ認知件数については、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省，2022）によると、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度は前年度より減少したものの、2021年度は小学校において500,562件（2020年度420,897件）、中学校において97,937件（2020年度80,877件）と再び増加している。

いじめ防止対策推進法のいじめの定義においては、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とされている。この定義は「行為の対象となった児童等がいじめられていると感じたら、それはいじめである」とするものであると考えることができる。つまり、もし学校の教員がこの定義をふまえずに、目の前の子どもたちの日々の行動に対処する際、「今のトラブルはあくまでもケンカに過ぎない」「からかっただけである」のような不適切な認識につながってしまうと考えられる。

また、いじめについては、いじめ防止対策推進法のように法律で定められるものだけではなく、先行研究の中に様々な知見が蓄積されている。例えば、森田（1984）は、いじめの発生時において加害者と被害者だけでなく、それをとりまく観衆や傍観者などの立場があるとする「いじめ四層構造」を示している。さらに、大西・吉田（2010）は、学級の集団規範がいじめ加害傾向に影響を与える主な要因であるとしており、集団規範を考慮したいじめ対策を行うことの重要性を提起してい

る。これらの知見は、いじめ対応には当該行為を行った側、行われた側という二つの視点だけでなく、その周りを取り巻く集団に目を向け、いじめ予防・防止に取り組む必要があることを示唆するものである。これらについても、教員にこのような視点が不足していれば、個別のトラブルが発生しても、そのトラブルに関係する子どもたちだけの指導となってしまう、子どもたちが所属する集団の中で子どもたち同士がいじめを予防・防止するような雰囲気醸成することにつながらなかったり、個別の指導が今後起こるかもしれない新たなトラブルを防ぐことにはつながらなかったりすることが考えられる。

また、近年ではインターネットの進歩により、パソコンや携帯電話を用いて、残酷な言葉などを送ったり公開したりする、ネット上での社会的な攻撃 (Willard, 2007) であるネットいじめ、SNSを通じたいじめについても深刻なものとなってきている。これらインターネットを通じたいじめについては、匿名性等の特徴により従前のいじめに比べて大人や教員がいじめの状況を把握しにくくなっていると考えられ、このようなインターネットを通じたいじめについても教員は確実に知見を深めていく必要があると考えられる。

(3) いじめ予防・防止教育の改善

また、子どもたちへの「いじめ予防・防止教育」についても改善の必要がある。現在の教育現場において、様々な「いじめ予防・防止教育」が行われているが、それらは児童生徒への道徳に訴えるものであったり、いじめがもたらす甚大な影響について啓発したりするようなアプローチが主なものであると考えられる。このような「いじめ予防・防止教育」をたとえ全校体制で行ったとしても、子どもたちが「自分ごと」として捉えることができなかったり、「頭ではいじめは悪いことは分かっているのに、周囲の雰囲気に影響されていじめをしてしまう」などのような状況があったりすることが散見されるのではないだろうか。学校でも、道徳教育は行われており、加害児童らもそれらの授業を受ける中で、「いじめ」は悪いことであるという認識はあったはずである。それにもかかわらず、本件事案が発生したことは、上記で指摘した事項がそのまま当てはまるのではないだろうか。

これらの実態をふまえると、児童生徒に対しては一般論としての「いじめ予防・防止教育」ではなく、一人一人が「自分ごと」として考えることができる具体的な「いじめ予防・防止教育」を行っていく必要があると考えられる。例えば、フィンランドでは、教育省がトゥルク大学と連携して開発した「いじめ防止プログラム」である「KiVaプログラム」が広く活用されている。「KiVaプログラム」には、小学生用(1年生用と4年生用)、中学生用(7年生用)の3種類があり、それぞれの年齢に即した状況設定での教材やゲームが用意されており、クラス単位で実施するのが原則である。小学生用のレッスンは10回分あり、それぞれ2コマ連続の授業として月に1回ほどのペースで行われる。そこには、話し合い、グループワーク、いじめについての短い映画、ロールプレイなどが含まれている。内容は、相互尊重などの話題から始まり、集団でのコミュニケーション、集団圧力などの話題を経て、いじめのメカニズムや結果について学ぶことになる。レッスンを重ねる中で、クラスの約束が形成され、最後に「キヴァ契約」としてクラス全員が署名するというものである (Sainio, 2013)。この「KiVaプログラム」の実施により、いじめや虐待が減り、いじめ被害者への共感能力や、いじめ被害者を支持し助けることへの自己効力感が高まることが明らかとなっている (Salmivalli & Poskiparta, 2012)。また、「KiVaプログラム」はそれまでの教育課程に新

たなものを加えるということではなく、既存のものをより効果的に行うものとなっている

(Sainio, 2013)。Salmivalli & Poskiparta (2012) は、いじめ介入プログラムは多く見られるが、いじめ予防・防止の点で効果が見られるというだけではなく、学校のなかでシステム上整ったものが導入される必要があるとしている。

(4) いじめの芽に対応することの必要性

いじめは、教育現場における深刻な問題であり、いじめ発生時には学校として全力で対応していかなければならないということは教育関係者における共通認識となっていると考えられる。またいじめについては、いじめ防止対策推進法にて「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されていることをふまえて、各学校における教師は、当該児童が「心身の苦痛を感じているもの」との認識した場合、それを「いじめ」として確実に対応していかなければならないという意識も教育現場において広く認識されるようになってきていると考えられる。

しかし、上記の定義を「いじめ」とするならば、当該児童等が「心身の苦痛を感じている」ということを表明しない場合、あるいは学級集団の中で「からかい」や「ふざけ」が行われている場合、他者から見ていじめと判断できないものに関して、学校では、「いじめ」として取り扱うことなく、対人関係のトラブル、もしくは、コミュニケーションの一部と捉えられている現状がある。そのため、それらに対するアプローチがなされないような状況が見受けられると考えられる。しかし、当該児童等が心身の苦痛を感じていないように見られる「からかい」や「ふざけ」も「いじめの芽」と考えられるべきものであり、いじめを予防するためには、この「いじめの芽」の段階で学校や家庭を含む大人が「いじめかもしれない」「いじめに発展していくかもしれない」という「いじめに対する敏感な姿勢」で捉え、それに対して積極的に介入することで、その「いじめの芽」が重大なものになることを防ぐことができるであろう。また、この段階で丁寧に対応することで、「いじめ」を防ぐだけでなく、子どもたちの対人関係におけるスキルにもつながると考えられる。

そのためには、学校や家庭において、「からかい」や「ふざけ」等、他者の心を少しでも傷つけるような行為を発見した場合は、そのような行為が相手にどのような心理的影響を及ぼすのかなどについて確実に指導をしていく必要があると考えられる。児童生徒同士の通常のコミュニケーションのように思われる行為であっても、心理的苦痛を感じている場合があるにも関わらずそれらの感情を外に表出できない児童生徒がいるということを踏まえていくことが重要ではないだろうか。

これらのメカニズムについて中井 (1997) は、「いじめ三段階説」を提唱している。深刻ないじめ被害にあっている子どもは周囲との関係が断たれ、孤立化させられるという「孤立化」、孤立化を解消しようとするさまざまな試みに対して攻撃が加えられ、抵抗できない状態にされる「無力化」、被害にあっている子どもの側は、攻撃を加える側の意向を気にするようになるとともに、「選択的非注意」というかたちで、周囲の子どももその状況を日常的な光景として見るようになり、気にもとめなくなるという「透明化」の三段階である。これらをふまえると、本件生徒が小学校4年生の時の学級の様子は、いじめに対して中井 (1997) の指摘する「透明化」とも捉えられる雰囲気があったといえ、お互いがいじめ行動に対して鈍感になっている状況であるとも考えられる。

また、現在のわが国のいじめ対応については、いじめ防止対策推進法にのっとり行われており、いじめの定義についてもこの法律で示されている。このいじめ防止対策推進法はいじめの定義については、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とされているように被害者の立場に立った定義であることはいままでもない。しかしながら、「心身の苦痛を感じているもの」という定義により、いじめ認知が行いやすくなった半面、定義の曖昧さゆえに、いじめに対する個人の考え方もやや曖昧になっている側面も否定できない。法律上におけるいじめの定義の意味を再度考えた時に、いじめでない可能性があるとしても、いじめかもしれないとして対処することが重要であり、そのような態度で臨むことでどんな些細ないじめも見逃さないことも目的としているのではないかと考えられる。

(5) いじめが起こった場合、被害者や傍観者が安心できるような解決や対処するルートの確立

現在の状況として、いじめが起こった場合、相談しにくい現状がある。また、勇気を振り絞って相談したとしても適切に対処されないことも多い。もしいじめが起こったとしても、いじめ被害者やいじめ傍観者などが、きちんと対処され、いじめがなくなり、本当に安心できる環境を作れるようなルートを作成することが重要であると考えられる。

また、いじめが起こった場合、そのときの対処だけでなく、被害者がその後本当に安心できるまで十分に対処しているのかという視点を持つことが重要である。さらには、加害者へのケア、傍観者へのケアも欠かすことはできない視点である。また、ケアについては、大人が一方的に時期をきめるのではなく、それぞれの子どもたちが安心できるまで続ける必要がある。

(6) いじめの心理に基づいた対応

森田（1984）が「いじめ四層構造」で示すように、いじめは被害者・加害者だけでなく、その周囲にいる観衆や傍観者をも含めた集団内で起こるものである。大西（2007）は、学級の集団規範と生徒のいじめ加害傾向との関連を検討し、いじめに否定的な集団規範が高い学級では低い学級と比較して、生徒のいじめ加害傾向が低いとしている。また、大西・黒川・吉田（2009）は、いじめに対する罪悪感の予期は、いじめ加害傾向を抑制するとしている。これらは、学級内において児童生徒がいじめを複数で行うことで、罪悪感が薄れていくことを示すものであると考えられる。また、自分がいじめられるかもしれないという恐怖や自分がいじめに加担すればいじめをされないといった心理が、いじめに加担するものや、傍観者になるものを生み出すと考える。つまり、たとえ児童生徒個人が、いじめを「許されない行為」「止めないといけない行為」と認識したとしても、集団における個人の立場を考えたときに、いじめを仲裁する行為や教員や大人に助けを求める行為には至らない傾向があると捉えられる。

このような状況をふまえると、いじめを認知した児童生徒が学校や大人に援助を求めた際には確実に、かつ的確に対応してもらえという確信を持つことができること、つまり現場の教師がいじめに至らないトラブルについて適切に対応することや人間として信頼されること、また担任だけでなく、チーム学校として対応することということが、傍観者となってしまうことを防ぐことにつながるであろう。もちろん、いじめ被害者になってしまったときにはなおさら、そのような確信があって初めて児童生徒が援助を求めることにつながると考えられる。

周りの大人は、このような心理を十分に理解した上で、いじめについて対処する必要がある。中途半端ないじめ解決が、いじめ解決への不信感を生み、子どもたちがいじめを受けたり、目撃したとしても大人に助けを求めなくなったりするような状況になっているのではないかと考える。

(7) いじめのリスク要因を減らし保護要因を増やすことの必要性

品川（2014）は、間接的にいじめを発生させやすくするもの（こと）をいじめに対するリスク要因、間接的にいじめを発生させにくくするもの（こと）をいじめに対する保護要因とし、リスク要因を減らし、保護要因を増やすことの重要性を指摘している。

いじめに対するリスク要因については、子どもに接する大人がルールに価値を見出さない態度を示すこと、子ども自身の愛着不足、悪口にふれる機会の多さ、大人の一貫性のない指導・しつけ、学校における学級の雰囲気（悪さ）、子どもが暴力を受ける経験、子ども自身が不快感を相手にうまく伝えるスキルの不足していること、語彙力が不足していること、生活上のストレスがあること、大人からの注目の少なさなどを挙げている。いずれも一つ一つが直接的にいじめを発生させるあるいはいじめを増加させるものではないにしても、それらが折り重なっていくことで子どもがいじめに直面する可能性が高くなっていくことを示すものである。

またいじめに対する保護要因については、子ども自身の優れた人権意識、家庭や学校で他者を考える機会の多さ、親からの愛情、集団における落ち着いた雰囲気、子ども自身の成功体験や課題克服、自分の感情を伝えるスキルの高さ、語彙力の多さ、大人（親・教師）との良好な関係、自尊感情・自己効力感の高さなどが挙げられている。この保護要因についても、その一つ一つが直接的にいじめを回避するものにつながっているするには不十分である。しかし、日ごろよりこれらの要因を意識することで、少しでも目の前の子どもがいじめに直面する可能性を低くすることができると思われる。

子どもを守るべき大人や学校の教員は、日常のささいなことに常に目を向け、それらの行動や態度がいじめに向かっていくことにつながるものであるのか、いじめを回避することへとつながっていくものなのかについて常に意識し、少しでもいじめに対するリスク要因を減らし、保護要因を増やすよう不断の努力を継続していくことが必要であろう。

(8) いじめ予防・防止に関する系統的な研修

大阪教育大学附属平野小学校が教職員に対して行っている研修についても見直しが必要であると考える。大阪教育大学附属平野小学校では、いじめに関する研修としてQU（たのしい学校生活を送るためのアンケート）（河村，1998）を年に2回行っている。この研修会において、QUで把握することができる、いじめられている可能性の高い児童について教員間で情報を共有し、その後の学級経営に生かすための様々なアプローチを検討している。しかし、この研修会においては主に学級集団づくりの方に重きが置かれており、実際に学級内にいじめが生じたときに、どのような対応をしていくべきなのかという具体的なアプローチについては不十分なものであると考えられる。これらの状況をふまえて、先行研究等の様々な知見をふまえて、いじめが生じたときに担任はどのような対応するとともに、チーム学校としてどのような役割分担を行うのか等について緻密な計画を立てるためにはどのようにすればいいかということを経営的に教員が学ぶことができる意義のある研修を進めていく必要があるであろう。

(9) 学校内におけるいじめ調査の在り方について

本案件については、「いじめ重大事態」である本件発生後の「いじめ調査」について、結果として、1年後となってしまった。

このような状況を防ぐためには、学校での調査の段階で複数の専門家を調査の一員として入れた上で、詳細な調査を行っていく必要があるのではないだろうか。第三者委員会については、客観性を保つために、第三者である専門家のみでの調査となっているが、学校による調査に専門家が入ることは、教員の主観的なフィルターを取り除き学校としてどのように中立に調査をしていくべきなのかという方法について、教職員と専門家が連携をしながら進めていくことができるメリットがあると考えられる。またこのような教職員と専門家が連携して調査を進めていくことは、ひいては教職員がいじめの調査時にどのように調査していくべきかという方法を学ぶ機会となるものあり、「いじめ予防・防止」へともつながっていくものであろう。

(10) チーム学校に基づく多職種連携の充実

中央教育審議会（2015）は「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」を「チームとしての学校」像（以下、「チーム学校」とする）を示している。本件で扱ったいじめに対するアプローチをより効果的に行っていくためには、「チーム学校」として教育委員会や学校、スクールカウンセラー等様々な専門機関と多職種連携を行っていく必要があると考えられる。しかし、いくら教師が「チーム学校」を旗印に子どもたちのためにチームで予防的な取り組みを行っても、各教員や関係機関が目指す方向およびいじめ及び自死に対する認識にズレが見られては、それらに対するアプローチも十分には機能しないと考えられる。このために、まずは「チーム学校」の一員を担う教育委員会や学校現場の教職員、各専門家において、いじめ及び自死に対する予防・防止アプローチに関する資質・能力を向上させることが重要であると考えられる。さらには、「チーム学校」が円滑に機能するためにも、「チーム学校」を統括する窓口を一元化することが重要であると考えられる。本件のような、いじめ重大事態に関しては教育委員会がその役を担うことが望ましいと考えられる。

第2 大学への提言

(1) 大学と附属学校との密接な連携

本件小学校は、大阪教育大学の附属小学校であり、公立小学校とは違い各学校との連携を図る教育委員会は存在しない。一方、大阪教育大学における附属小学校計11校園と大学の連携をはかる機関として大阪教育大学に「附属学校課」が設置されている。この体制をふまえて、本委員会としては「いじめ予防・防止」の観点から以下のような体制づくりを提言として示したい。

第一に、本委員会については、文部科学省からの連絡を受けた上で、「いじめ重大事態」であることをふまえて設置され、その後調査を進めるに至ったものである。しかし、「いじめ重大事態」が生じるかどうかに関わらず、平常時にこそ「いじめ予防・防止」の観点から各附属学校と連携して動くべきであると考えられる。これらをふまえると、常設の「いじめ調査委員会」を配置してお

き、「いじめ重大事態」及びいじめ事案が生じたときにすぐに対応できるシステムを確立しておくことが必要である。

同時に、本件のような「いじめ重大事態」が起きた時には、「附属学校課」もいじめ調査を進めるための連絡窓口になるなど、積極的に連携して細やかな対応を進めていくべきであると考えている。

(2) 月単位の児童生徒の欠席調査の必要性

いじめ防止対策推進法（2013）において、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第一号重大事態）、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第二号重大事態）を「重大事態」であるとし、「重大事態」発生時において、「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。

この「重大事態」のうち「第二号重大事態」に至らないようする一つの方法としては、児童の欠席日数の把握することが重要な視点であると考えられる。本件において附属学校課は各附属小学校の年間における長期欠席児童生徒の欠席日数は把握していたものの、日々の欠席状況は十分に把握することができていない状況であった。そこで、附属学校課は各学校の児童生徒の欠席日数について月単位で把握することになり、「第二号重大事態」に発展する可能性のある事象を少しでも早く把握することで、各学校と連携を密にすることができると考える。

これについては、本件調査期間中である令和4年度当初より、大学はすでに対応しているとのことであった。

(3) いじめに対する意識の改革

各自治体に設置されている公立学校においては、学校教員の研修について学校単位の研修に加えて、教育委員会が主導して自治体に所属する学校教員への研修が行われている。これらの研修の中には「いじめ予防・防止アプローチ」に関する研修も含まれている。しかし、附属学校園においては、所属する附属学校教員に対する研修は十分とは言えない。

いじめ認知件数について、2021年度は小学校において500,562件（2020年度420,897件）、中学校において97,937件（2020年度80,877件）と再び増加していることを考えると、学校教員だけでなく、児童生徒等、子どもをとりまく大人がいじめに対する意識を高めることは必須であると考えられる。

学校教員のみならず、附属学校課の職員、大学の教員についても、いじめに対する感受性や人権意識を高め、少しでも疑わしい事象があれば、最大限に対応していく態度を身に付けることが重要である。そのためには、学校教員、附属学校課の職員や大学教員に対して、「いじめ予防・防止アプローチ」に関する研修等を継続的に行い、常にいじめを念頭において職務を遂行していくことが求められる。

終わりに

「いじめ」はどの世代においても絶対に避けなければならないものであり、特に未成熟な子どもたちについて、家庭、学校、地域、その他周りの様々な立場の大人が状況をしっかりと把握した上で、「いじめ」問題の解決に向けて常に努力をしなければならない。

そのために、本調査報告書で述べてきたように、「いじめ」についてまた子どもと関わる立場にある大人がそれらの実態を十分に知った上で、どのように対応していけばよいのかという知識を得ることが重要であると考えられる。また「いじめ」に至る「いじめの芽」の段階で子どもたちの様子を敏感に見とることができる「いじめに対する感度」を高めていくことは、「いじめ予防・防止」の第一歩となるであろう。特に学校における管理職が高い「いじめに対する感度」を持つことで、学校全体として「いじめ」及び「いじめの芽」に対して敏感に対応できるようになるであろう。そのような高い「いじめに対する感度」をもった上で、「いじめ」や「いじめの芽」が常に「いじめ重大事態」なるかもしれないという危機感を持ち続けることが大切である。

引用文献

- 中央教育審議会 2015 チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）
- 河村茂雄 1998 たのしい学校生活を送るためのアンケート Q-U 実施・解釈ハンドブック（小学校編） 図書文化社
- 中井久夫 1997 アリアドネからの糸 みすず書房
- 森田洋司 1984 学級集団における「いじめ」の構造 ジュリスト, 836, 29-34.
- 文部科学省 2013 いじめの防止等のための基本的な方針
- 文部科学省 2013 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント
- 文部科学省 2015 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」
- 文部科学省 2017 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- 文部科学省 2020 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
- 文部科学省 2021 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
- 大西彩子 2007 中学校のいじめに対する学級規範が加害傾向に及ぼす効果 カウンセリング研究, 4 40, 199-207.
- 大西彩子・吉田俊和 2010 いじめの個人内生起メカニズム—集団規範の影響に着目して— 実験社会心理学研究, 49, 111-121.
- 大西彩子・黒川雅幸・吉田俊和 2009 児童・生徒の教師認知がいじめの加害傾向に及ぼす影響—学級の集団規範およびいじめに対する罪悪感に着目して— 教育心理学研究, 47, 324-334.
- Salmivalli, C. & Poskiparta, E 2012 KiVa Antibullying Program: Overview of Evaluation Studies Based on a Randomized Controlled Trial and National Rollout in Finland International Journal of Conflict and Violence 6(2)293-301.
- Sainio, M 2013 4. キヴァ 山崎勝之・戸田有一・渡辺弥生編著 世界の学校予防教育 金子書房 168-181.
- 品川裕香 2014 いじめない力, いじめられない力 岩崎書店
- Willard, N 2007 Cyberbullying and cyberthreats: Responding to the challenge of online social aggression, threat, and distress Champaign, IL: Research Press.

